

2024 年度生

国際自動車整備科 学生生活ガイドブック



学校法人 トヨタ神戸整備学園
専門学校

トヨタ神戸自動車大学校

がくせきばんごう 学籍番号	
し せい 氏 名	

トヨタ神戸自動車大学校で留学生を送るみなさんへ

新入生しんにゅうせいのみなさんはこれからトヨタ神戸自動車大学校で留学生がくせいせいかつとして留学生生活を送ります。

日本人学生にほんじんがくせいや他国たこくからの留学生いっしょと一緒に生活する中で、言葉ことばの問題もんだいだけでなく、母国ぼこくとの考え方かんがや習慣かたの違いしゅうかんなどに戸惑ちがうことも出てくるはずですが、そのような時は一人ひとりで悩まず、

『留学生支援担当しえんたんとう』の先生せんせいに相談そうだんしてください。

また、このガイドブックにはトヨタ神戸自動車大学校で留学生生活を送るうえで必要ひつような情報じょうほうをまとめています。よく読んで、有意義いういぎで充実じゅうじつした留学生生活を送ってください。

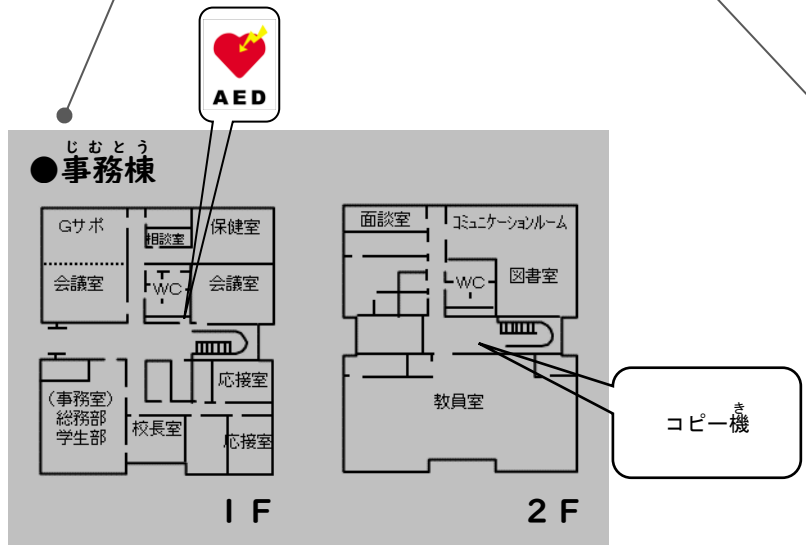
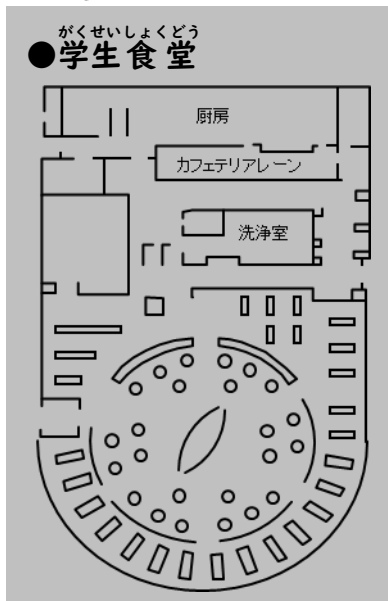
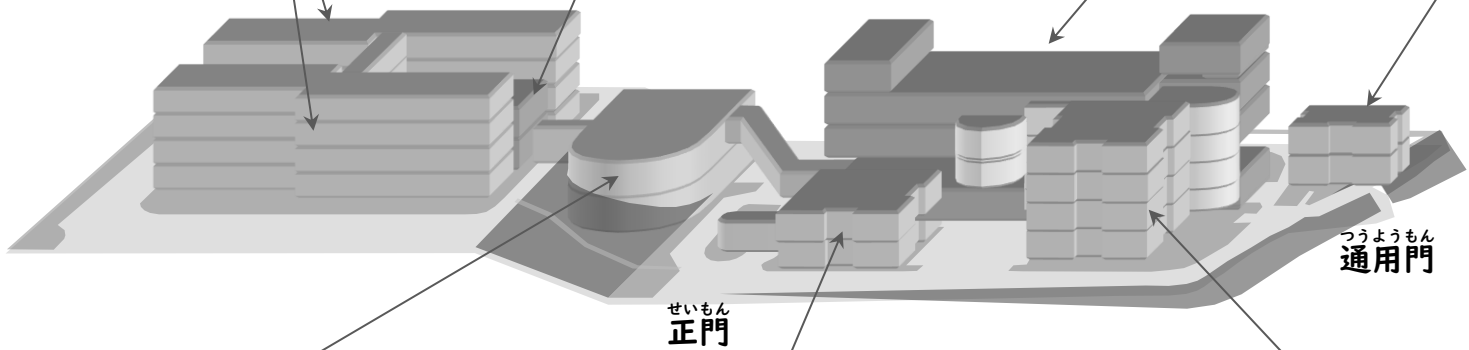
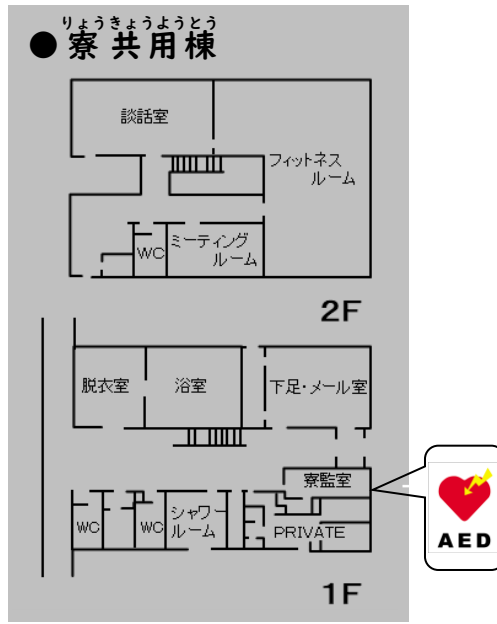
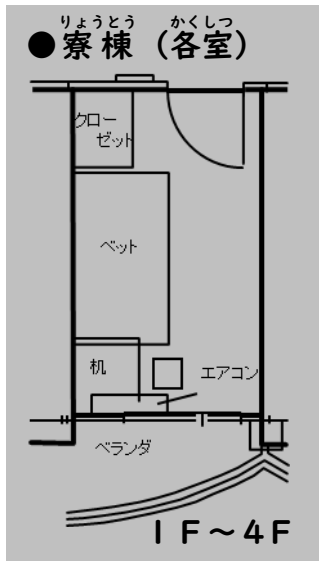
きょう いく もく ひょう 教育目標

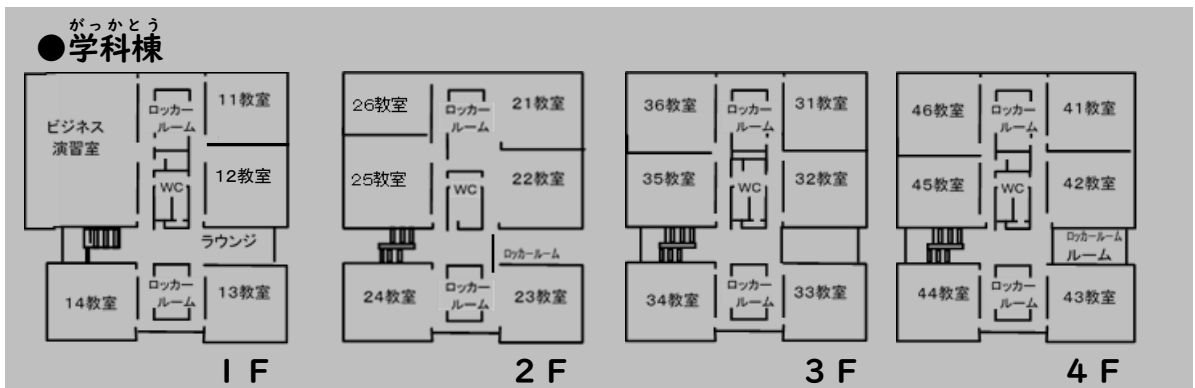
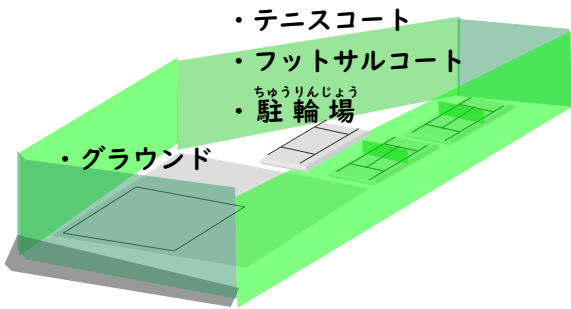
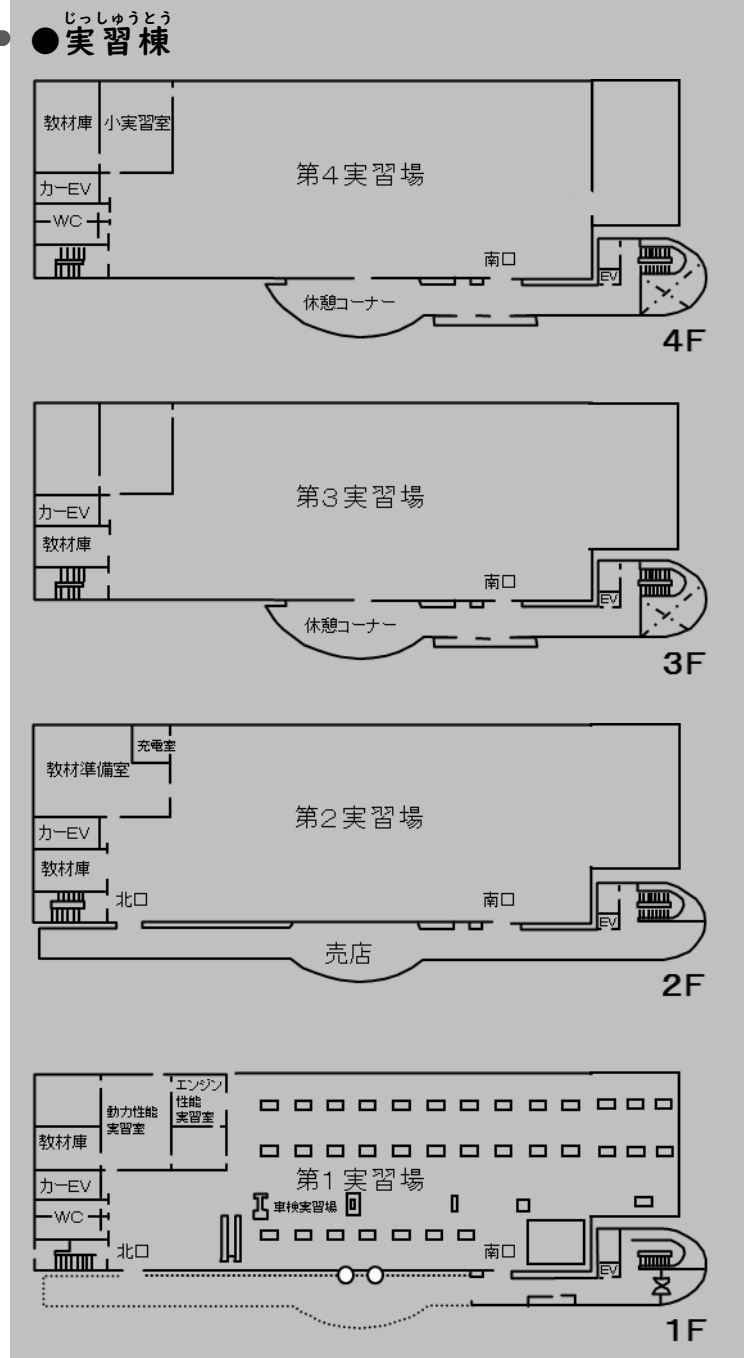
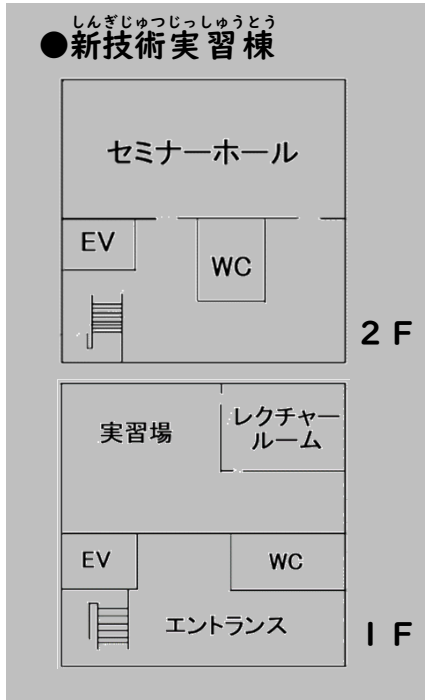
1. プロとして活躍かつやくできる技術ぎじゆつを学び、技能まなを身につけるぎのう み
2. 人ひとから信頼しんらいされる豊かな人間性ゆたを養うにんげんせい やしな
3. 時代じだいとともに成長せいちようできる向上心こうじようしんを培うつちか

うん えい ほう しん 運営方針

1. 楽しい学習たの がくしゅう
2. 快適かいてきな学生生活がくせいせいかつ
3. 心の通う交流こころ かよ こうりゅう

Campus MAP





目次 index

1 学生生活

(1) トヨタ神戸校での留学生活	5
(2) 留学生支援担当について	5
(3) その他の相談窓口について	5
(4) 学籍番号について	6
(5) 学生証について	6
(6) 通学について	7
(7) 悪天候時や交通機関運休時の対応	7
(8) その他の学校生活について	9

2 授業料・奨学金

(1) 学費について	10
(2) 経済的支援制度について	10
(3) 奨学金について	11

3 学内施設

(1) 学生生活支援センター（Gサポ）	12
(2) 相談室	12
(3) 保健室	13
(4) 図書室	14
(5) テニスコート・グラウンド	15
(6) フィットネスルーム	15
(7) 学生食堂	16

4 学習面の基礎知識

(1) 3年間勉強するにあたり、約束してほしいこと	17
(2) 授業について	17
(3) 欠席・遅刻・早退について	17
(4) 公認欠席について	18
(5) 補講授業について	18
(6) 試験について	19
(7) 身だしなみ・礼儀作法・マナーについて	21
(8) 日本語能力試験（JLPT）について	23
(9) 表彰制度について	24

5 各種届出

(1) 学生ポータルサイト	25
(2) 各種手続きについて	26
(3) その他の届け出について	27

6 在学中の在留資格など

(1) 「留学」の在留資格について	28
(2) 在留カードに関する注意点	28
(3) 在留期間を更新したい場合（「在留期間更新許可申請」）	29
(4) アルバイトをする場合（「資格外活動許可」）	30
(5) 休学したとき	33
(6) 退学・除籍になったとき	33
(7) 母国に一時帰国したい場合（日本にまた戻ってくる場合）	34

7 卒業後の在留資格

(1) 日本で就職が決まっている場合（「在留資格変更許可申請」）	35
(2) 卒業後、日本で進学する場合	36
(3) 卒業後、母国に帰国する場合	36

8 生活情報

(1) マイナンバー制度について	37
(2) 国民健康保険（国保）について	38
(3) 住民税について	38
(4) 国民年金について	38
(5) 国民年金学生納付特例制度について	39
(6) 寮やアパートの入居について	40
(7) 寮やアパートの退居について	41

9 日常生活における安全について

(1) 緊急時のこころえ	44
(2) 突然重い病気になったり、大ケガをしたら	44
(3) 盗難・暴行にあったら	44
(4) アルコール・飲酒について	44
(5) 薬物・違法ドラッグについて	45
(6) 闇バイトについて	45
(7) 投資詐欺について	45
(8) 災害にあったら	46
(9) 自転車・バイク・自動車に関する注意点	51

10 その他の情報

(1) 出入国在留管理局	57
(2) 区役所・支所・出張所	58
(3) 年金事務所	59
(4) 学校以外の留学生相談	60
(5) ひょうごカルチャーパス・はっぴいめもりーパス KOBE	60

1

がくせいせいかつ 学生生活

(1) トヨタ神戸校での留学生生活

トヨタ神戸校で3年間留学生生活にあたり、次の3つのことを約束してください。

- 挨拶と返事をする事
- 時間を守る事
- 約束を守る事

(2) 留学生支援の担当について

留学生支援の担当者は、留学生のみなさんが快適な学生生活を送ることができるよう卒業まで支援します。ぜひ気軽に相談してください。

- 留学生支援担当：() ()

相談内容	
生活全般について	日本での生活について分からないことや困ったことがある
在留手続について	在留期間を更新したい / 在留資格を変更したい
	在留カードを紛失した
在籍管理について	住所・電話番号・メールアドレスを変更した 母国の住所・電話番号が変わった
	アルバイトを始めた / アルバイト先が変わった
	母国に帰りたい / 日本を出国する予定がある
日本語について	日本語の勉強がしたい 日本語能力試験に申し込みたい

(3) その他の相談窓口

- 担任の先生：() () TEL:078-796-()
- 体調が悪い、健康診断を受ける → 保健の先生：()
- 気持ちが不安定、心配事がある → カウンセラーの先生：()
- 各種証明書、学割証、補講、追・再試験の申請 → 学生生活支援センター (Gサポ)

(4) 学籍番号について

みなさん全員に入学後、学籍番号が与えられます。学籍番号は学科ごとに決まっており、その学科の在籍中は変わりません。

(5) 学生証について

「学生証」はあなたが当校の学生であることを証明する大切な身分証明書です。常に携帯し、紛失しないようにしましょう。紛失した場合、再発行手数料2,090円がかかります。また、学生証は他人に貸したり、ゆずったりすることはできません。

※ 学生証の有効期限は3年間です

※ 年度の初めに在籍確認シールを配布します。毎年各自で学籍番号、氏名、住所を記入し、裏面に貼付けてください。(裏面にシール貼付けのない学生証は無効です)

※ 電車やバスなどで通学する学生は、学校に届け出た通学区間を記入してください。

① 届け出たルート以外を記入した場合、通常運賃の3倍の金額を取られます。また、学生全員が学割定期券を購入することができなくなります。

② 通学区間を変更する場合は、必ず学生生活支援センターに「通学経路変更届」を提出し、学生証を持ってきてください。
通学区間変更、書き間違いなどでシールを再発行する場合はシール代の40円が必要です。

③ 通学定期券発行控欄が不足した場合、新しいシールを渡します。

※ 次の場合は学生証を学校へ返却してください。

- 学生証の内容を変更するとき(留年、転科など)
- 卒業するとき
- 退学・除籍など学籍が無くなる時

※ 学生証はICカード式(楽天Edy付)です。校内の食堂、売店、自動販売機の支払いに利用可能です。楽天Edyのチャージ機は食堂に備え付けています。

(学生証を紛失した場合は楽天Edyの残高は戻ってきません)

(6) 通学について

最寄りの駅（地下鉄 学園都市駅または総合運動公園駅）またはバス停から徒歩で通学してください。（通学定期券の購入については37ページ参照）

自動車・バイク・自転車の通学は許可制ですが、「保護者と一緒に住んでいる自宅通学生」がその対象となりますので、ほとんどの留学生には許可されません。

無許可での自動車・バイクなどでの通学や学生寮への乗り入れは禁止です。また、放課後や休日の乗り入れも禁止です。先生からの注意や指導にも関わらず無許可でバイクなどで通学をする学生は、厳しく処分する（停学・退学になる）場合があります。

(7) 悪天候時や交通機関が運休した時の対応

午前7:00時点において以下の状況の場合、休校とします。

<休校の基準>

- 天気予報で神戸市に「特別警報」または「暴風警報」が出ている場合
- 神戸市営地下鉄が運休した場合
- JR西日本（京都—姫路間）と同時に次の私鉄のいずれかが運休した場合

<対象の私鉄：阪急電鉄、阪神電車、山陽電鉄、神戸電鉄>

休校となった場合、学校ホームページの「在学生の方へ」に掲載し、周知をします。

URL：<https://www.toyota-kobe.ac.jp/students>

担任の先生 TEL：078-796-（ ）



(8) その他の学校生活について

■ 緊急時の避難について

緊急事態（火災、地震など）が発生したときの避難誘導については、学内の緊急放送で知らせます。その場合、放送および教員の指示にしたがって、落ち着いて行動してください。

また、緊急避難に備えて、日頃から次の点に注意しておいてください。

- ・ 通路、階段、廊下および非常口には障害物となるものは置かない。
- ・ 日頃から非常口や避難する経路は確認しておく。

■ ロッカーについて

私服から実習服への着替えや、貴重品の管理はロッカールームを利用してください。

- ・ カギを忘れたときは教員室にスペアキーがあります。担任の先生に借りに行ってください。
- ・ 貴重品や授業に不必要なものはロッカーに保管し、鍵は必ずかけ、自己管理してください。

■ 所持品の取り扱いについて

財布・スマホ・在留カード・パスポートなどの貴重品は、自分の責任でしっかりと管理してください。

身につけておくか、自分のロッカーを使用し、教室や休憩コーナーなどに絶対に置きっぱなしにしないでください。

- ・ もし盗難にあった場合は、必ず教員に届け出ること。
- ・ 授業に必要なものは教室や実習場に持ち込まない。携帯電話やスマホの電源はマナーモードにすること。
- ・ 授業中の携帯電話やスマホの使用は禁止です。

■ 落とし物・拾い物について

落とし物をした時は、学生生活支援センターに問い合わせをしてください。

また、校内で落とし物を拾った時は、速やかに学生生活支援センターに届けてください。

※ 財布などの落とし物を自分の物にしてしまうことは犯罪行為になります

■ 清掃について

4 S（整理・整頓・清掃・清潔）は、仕事や作業をする時の大切な基本です。
校内の実習場、各教室、共用スペースは本校の学生が清掃します。
また、校外でも学校周辺地区を定期的に清掃します。清掃は当番制でおこないます。

■ ゴミの分別について

資源を再利用するため校内では、ゴミの分別をしますので、必ず守ってください。

※ ゴミの分別

- 燃えるゴミ（紙パックを含む）
- 資源ゴミ（ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、びん）
- 燃えないゴミ

実習場内では、燃えるゴミ・金属・非金属の分別をおこなっています。

■ 喫煙について

20歳未満の者がタバコを吸うことは日本の法律で禁止されています。

喫煙時には、マナーやルールを必ず守ってください。違反学生は厳しく処分します。

当校では、20歳以上でタバコを吸う学生は届出をおこない、講習の受講が必要です。

喫煙許可をされた学生は、指定された場所でタバコを吸ってください。

指定された場所以外での喫煙、通学途中での喫煙、吸い殻の投げ捨ては厳禁です。

※ポイ捨ておよび路上喫煙は、神戸市の条例に違反します。

※ 学内の見回りで、マナーが悪い場合、校内が全面禁煙になることがあります。

※ 20歳未満でタバコを持っていた場合も処分の対象です（持ち物検査あり）

■ SNSなどについて

インターネットではさまざまな調べものができたり、いろいろな人たちとのコミュニケーションができるなど便利なツールです。その反面、不特定多数の人からの閲覧や、自分の発言に責任を持たない人からの誹謗中傷などの恐れもあります。

SNSへの書き込みについては細心の注意を払ってください。

学校の許可なく、SNSへの書き込みは絶対にしないでください。

※ 学校の許可のない書き込みについては、懲戒の対象となります。

2

じゅぎょうりょう しょうがくきん 授業料・奨学金

(1) 学費について

	1年次	2年次		3年次	
	後期	前期	後期	前期	後期
納付時期	2024/9 (1年次9月)	2025/3 (1年次3月)	2025/9 (2年次9月)	2026/3 (2年次3月)	2026/9 (3年次9月)
学費	370,000円	426,000円	415,000円	457,000円	415,000円

原則、1年分を前期（3月）と後期（9月）に分けて納付することになっています。

9月初旬と3月初旬に、みなさんに学費請求書を渡します。みなさんがゆうちょ銀行で開設している口座から自動引き落としで納付していただきます。

学費は、必ず期限までに支払ってください。

※ 期限までに支払わなかった場合、トヨタ神戸校から「除籍」され、トヨタ神戸校の学生ではなくなります。その結果、次のことのようにになります。

- 「留学」の在留資格で日本に滞在できなくなり、帰国しなければいけません
- 資格外活動（アルバイト）ができなくなります。

(2) 経済的支援制度について

名称	対象	条件	金額	支援回数 支援時期
N2合格者支援金	在学中にN2に合格した学生全員	次の条件をすべて満たす者 ・ 皆勤または精勤 ・ 学費の滞納がない	50,000円	在学中1回限り 毎年3月支給
N1合格者支援金	在学中にN1に合格した学生全員		50,000円	在学中1回限り 毎年3月支給
成績最優優秀者支援金	各学科・各学年1名	留学生が10名以上在籍している学科・学年で、留学生の中で最も成績が優れた者	50,000円	回数制限なし 毎年3月支給

(3) 奨学金制度について

成績優秀でかつ経済的に困難な学生に対して外部のさまざまな奨学金制度があります。

■ 独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)

学習奨励費

(金額) 48,000 円/月額

(人数) 1～2名

(条件) 学業、人物ともに優れ、経済的に困難な学生

・前年度成績評価係数 2.30以上

・ JLPT N2 以上

■ 公益財団法人 国際人材交流支援機構 (IHNO)

IHNO 奨学金

(金額) 10,000～30,000 円/月額 (アルバイト時間で決定)

(人数) 5名程度

(条件) 学業、人物ともに優れ、経済的に困難な学生

・ JLPT N2 以上

■ 公益財団法人 神戸学生青年センター

六甲奨学金

(金額) 50,000 円/月額

(人数) 兵庫県の大学、専門学校、日本語学校全体から各校1名の推薦者から5名程度

(条件) 学業、人物ともに優れ、経済的に困難な学生

■ トヨタ販売店

トヨタ神戸校では国際自動車整備科2年、自動車整備科1年の時に就職活動をします。

つまり卒業の1年前に進路先が決定します。

トヨタ販売店の中には就職試験を受験し合格(内定)した学生に対して奨学金を支給する会社があります。

(金額) 30～50万/年額(会社によって異なります)

(条件) 内定学生

3 がくないしせつ 学内施設

(1) 学生生活支援センター (Gサポ)

開室時間	学生出校日の 8:40~9:00、11:30~13:00、14:30~17:00
学生生活支援センター	<p>学生生活における総合受付の窓口です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生証や各種証明書の発行【申込みの翌々日(休日除く)発行】 ・教科書、実習服、帽子、保護メガネ・手袋等の販売 (レポート用紙、テストの備品は売店で販売) ・奨学金や教育ローンの相談および受付 ・国民年金保険料の学生納付特例の申請 ・自動車教習所の紹介 ・その他、学生生活上の相談への対応(入寮申込や捨得物など)
収入証紙の買い方	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの時には、Gサポストアで購入して下さい。
コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・教員室の前にコピー機があります。学生証のICカードを用いて代金を支払います。 (モノクロ1枚10円、カラー1枚50円)

(2) 相談室

簡単な相談ごとから悩みごとまで、どのようなことでも気軽に利用してください。
専任相談員(カウンセラー)が相談を受けます。プライバシーは完全に守られます。

利用時間	学生出校日の 月曜日と水曜日 11:30~17:00
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間内に、自由に直接、相談室までたずねてきてください。 ・担任の先生や、保健室の先生を通じて申し込みもできます。

《いじめ相談窓口について》

先生や友だちに相談できずに困ったときは、迷わずメールしてください。

ひとりで悩まずに相談してください。秘密は厳守します。

相談窓口メールアドレス mado@toyota-kobe.ac.jp

(右のQRコードでも読み取れます)



(3) 保健室

利用時間	学生出校日の 9:00~17:00 校医の診察や相談 14:00~16:00 (月1~3回/水曜日)	
保健室で していること	処置 実習中や通学中のケガなどの 応急の処置をします	春の健康診断 内科検診・尿検査(糖、蛋白)・ 胸部レントゲン撮影・身体測定 (身長、体重、視力、血圧) をおこないます。
	地域の病院の紹介	健康相談
	健康に関する雑誌の閲覧 保健室には、健康に関する資料が おいてあります。病気の予防や 発見に、また知識として読むことが できます。 <例>タバコ の害 、ストレス、性病、肥満 など	

<保健室を利用するときの注意事項>

- 保健室は病院や薬局ではありません。病気・ケガの応急処置をするところです。病気やケガを治したり、薬をもらうときは、必ず病院に行ってください。(風邪薬・解熱鎮痛剤・胃腸薬などの内服薬は自分で用意してください)
- 授業中は、緊急の場合のみです。担当の先生に声をかけてから利用してください。
- 病院を利用するときは、保険証が必要です。必ず持って行ってください。

■ 学校感染症(伝染病)について

- 流行性角結膜炎(はやりめ) ⇨ 春から夏にかけて流行ります

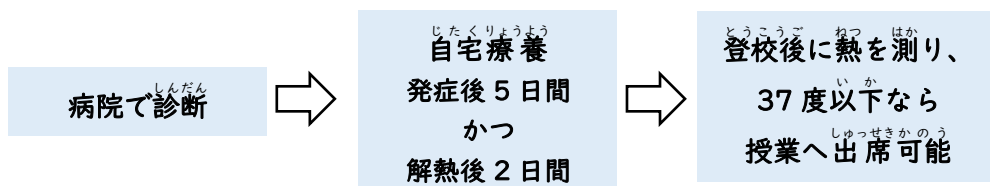
結膜の充血、めやに、涙目、かゆみ、まぶたが腫れる

出席停止期間：医師の判断による

- インフルエンザ ⇨ 冬に流行ります

のどの痛み、鼻汁、せき、発熱(38~40度)、頭痛、関節痛、筋肉痛など

出席停止期間：発症後5日間かつ解熱後2日間のどちらか長い期間



- 感染性胃腸炎(ノロウイルスなど) ⇨ 冬に流行ります

下痢、腹痛、吐き気、嘔吐、発熱 出席停止期間：医師の判断による

・新型コロナウイルス感染症は別対応(2023年5月まで)

<感染症への予防法>

- ・ 予防接種（インフルエンザ）
重症化を防ぐために、毎年10～12月に学校で実施します。
- ・ 手洗い、うがい、マスクの着用
- ・ 栄養、睡眠をしっかりとる
- ・ ストレスを上手に解消する

インフルエンザなどの学校伝染病にかかると、周りに感染を拡げないために、出席を停止することが、学校保健安全法で定められています。
体調が悪いときは、「自分は大丈夫だから」「欠席はしたくないから」と無理に登校せずに、すみやかに病院に行き、医師の指示に従ってください。

■ 献血について

本校では、献血運動を実施しています。（時期は5月、10月ごろを予定）
学生のみなさんの参加、協力をお願いします。

(4) 図書室

開館時間	学生出校日の 月曜日・水曜日・金曜日 11:30～13:00 ※コミュニケーションルームは、終日開放しています。	
利用方法	本の場合 分類ごとに色分けしています。 開館時間の間であれば自由に本を見てもらえます。	DVDの場合 ケースのみがジャンル別に並んでいます。「貸出表」に記入し、図書受付へ提出して見てください。なお、視聴コーナーでは図書室のDVD以外は見られません。
貸出方法	本の場合 「貸出表」に必要事項を記入し図書受付へ提出してください。 貸出期間・・・1週間以内 一回の貸出数・・・3冊以内	DVDの場合 「貸出表」に必要事項を記入し図書受付へ提出してください。 貸出期間・・・3日間以内 一回の貸出数・・・1本
	・ 夏休み、冬休みには、長期の貸出もおこなっています。 ・ 貸出時に受け取った控えは必ず保管し、返却時に提出してください。	

<図書室を利用するときの注意事項>

- ・返却期限は必ず守りましょう。
- ・無断で本やDVDを図書室の外に持ち出さないでください。
- ・飲食は絶対にしてはいけません。また私語やスマホでの通話はほかの学生の迷惑になりますので、やめましょう。
- ・一部貸出のできない本があります。

(5) テニスコート・グラウンド

本校には、テニスコートとフットサルコート・ソフトボールグラウンドがあります。

利用時間	平日：放課後 (ただし、学校行事・授業・クラブ活動を優先させます) 休日：9:00～17:00
利用方法	・学生寮の寮監室で申し込みをし、カギを受け取ってください。 ・利用後は、カギを学生寮の寮監室へ返却してください。 ・土、日曜日に利用する場合は、金曜日までに申し込んでください。

<テニスコート・グラウンドを利用するときの注意事項>

- ・ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・テニスコートでは、必ずテニスシューズを使用してください。
(安全靴やスパイクシューズなどは絶対使用しないでください)
- ・テニスコートを使用した後は、ネットを緩めてください。

(6) フィットネスルーム

学生寮の共用棟2階には、フィットネスルームがあります。

寮生以外の学生も利用することができます。

利用時間	7:00～22:00
利用方法	・学生寮の寮監室で申し込みをし、利用してください。

(7) 学生食堂

<p>利用時間</p>	<p>学生出校日の 11:40~13:00 ただし、次の期間は営業していません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休校日 ・ゴールデンウィーク ・夏季休暇、冬季休暇、春季休暇 ・その他学校の指定した日
<p>利用方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・楽天E d y方式 <p>事前に楽天E d y (学生証)に現金をチャージし、食事をする金額を楽天E d yで精算します。</p> <p style="text-align: center;">昼食</p> <p style="text-align: center;">メニュー：学生ポータルサイトをご覧ください</p>

<学生食堂を利用するときの注意事項>

- ・食器の返却は各自でお願いします (セルフサービス)。
- ・食器類の持ち出しはしないでください。

<参考>

- ・寮生は希望制で、夕食をとることができます。
 - ・朝食：8:00~8:45
 - ・夕食：17:30~19:00
 - ・夕食代金は委託業者 (シタックス コントラクト フード サービス) に半期分を前納してもらいます。
 - ・申し込み後に欠食をする場合は、事前に「欠食届」を提出してください。
- 「欠食届」の届け出分は毎年4月に返金します。

4

がくしゅうめん きそちしき 学習面の基礎知識

自動車の知識・技術・技能を身につけ卒業をし、国家資格を取るためには、すべての授業に出席しなければなりません。欠席や遅刻をしないようにしましょう。

(1) 3年間勉強するにあたり、約束してほしいこと

- 時間を守ること（5分前行動など）
- 約束を守ること（宿題、レポートの提出など）

(2) 授業について

1回あたりの授業時間は、原則50分です。但し、実習については、2回分をまとめておこないます。（高度自動車科3・4年次の1回あたりの授業時間は、90分です。）

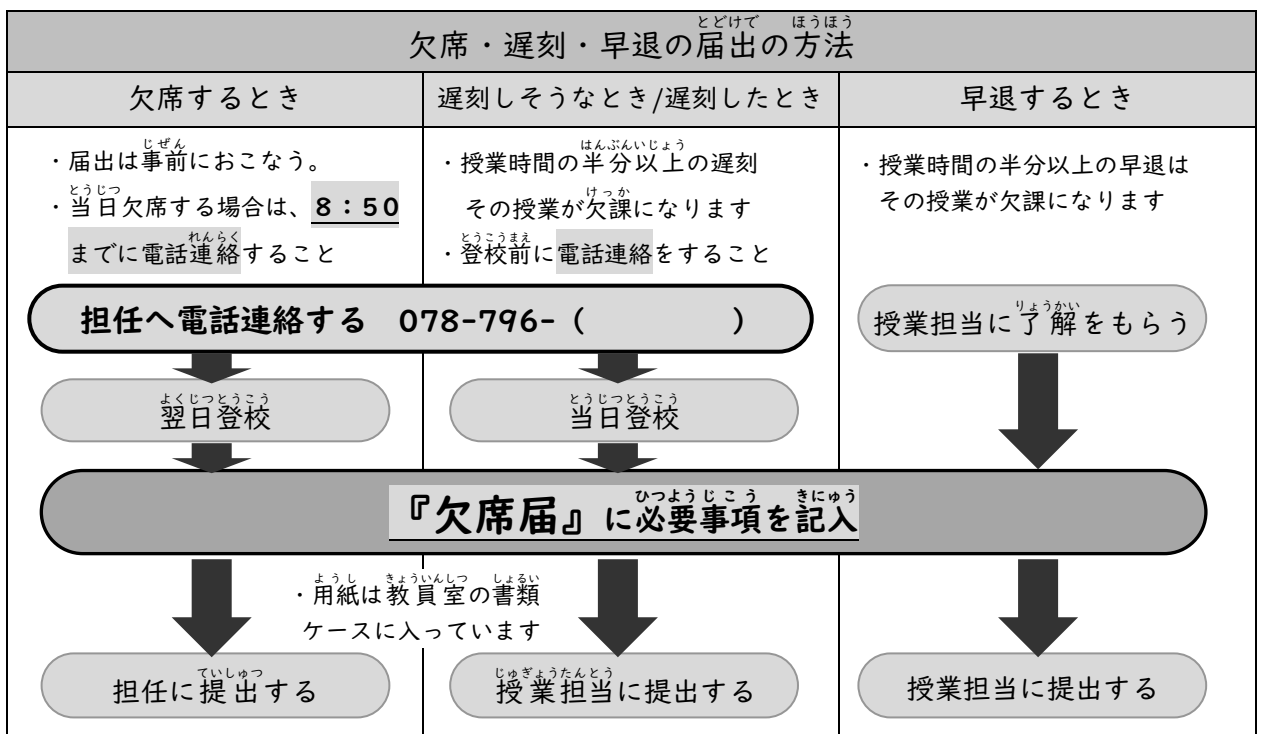
(3) 欠席・遅刻・早退について

留学生のみなさんは、在留期間更新や在留資格変更の申請時に、出入国在留管理局で授業の出席が審査の対象となります。出席率が悪ければ、許可されないので、欠席や遅刻をしないように心がけましょう。

すべての授業に出席することが必要ですが、止むを得ない事情で遅刻・欠席・早退をするときは、必ず担任教員に電話連絡をし、『欠席届』を記入、提出してください。

※ 『欠席届』は教員室の書類ケースに入っています。

※ 前日までに理由が分かっているときは、あらかじめ『欠席届』を記入し提出する。



(4) 公認欠席について

※ 出入国在留管理局での手続き、運転免許試験(4輪の普通・準中型免許のみ)、就職試験、学校指定の伝染病(インフルエンザ等)の場合には公認欠席がとれます。

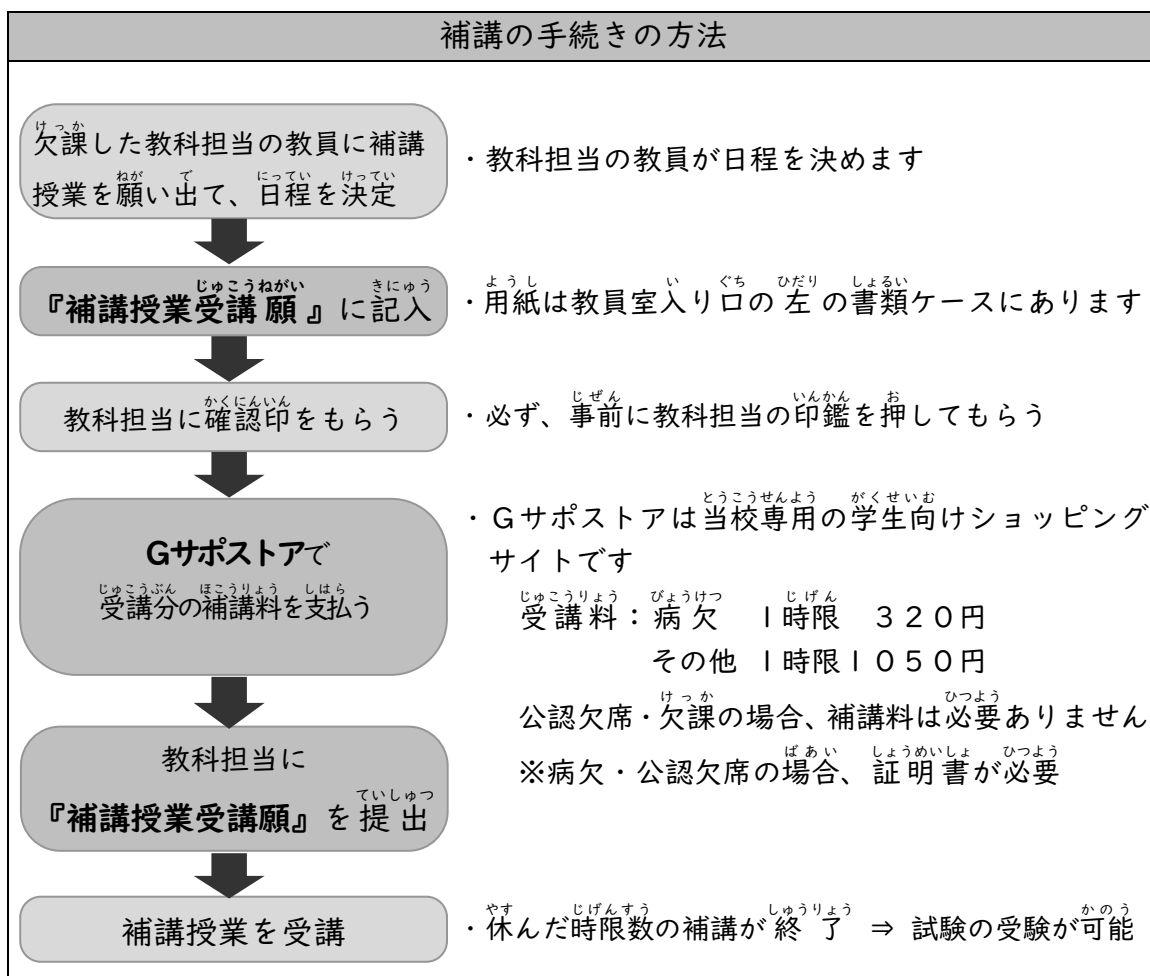
ただし、事前に届出が必要です。また、補講を受ける必要があります。

(5) 補講授業について

授業を欠席・遅刻・早退をして、やむを得ず出席できなかったときは、補講を受ける必要があります。しかし無断欠席(その日の授業終了までに連絡がない時)した場合や欠席の理由によっては、補講授業を受けられません。

また、試験の前日は補講授業を受けられません。

補講授業を受けていない科目は試験を受験できません。



(6) 試験について

各学期の中間・期末に定期試験が行われ、全科目合格が必修となっています。

■ 受験資格について

次の(A)(B)(C)の3つをすべて満たしていないと受験できません。

また試験に遅刻した場合、その科目の試験は受験できません。

(A) 該当する授業を全て受講している(補講がすべて終了している)

(B) 指定されたレポートや宿題等を期限内に提出している

(C) 学費および学生預り金を納付している

■ 合格点

当校の修得試験は100点満点でおこないます。合格点は60点以上です。

■ 不正行為について

不正行為をおこなった学生は当該期間の試験を無効とし、かつ厳しく処分(停学・退学になる)します。次の場合も不正行為とみなします。



試験中の私語や消しゴムなどの貸し借り、不自然な顔の動き
不必要な物の持ち込み、終了後の書き込み

■ 追・再試験について

修得試験で不合格となった場合、再試験を受けることができます。

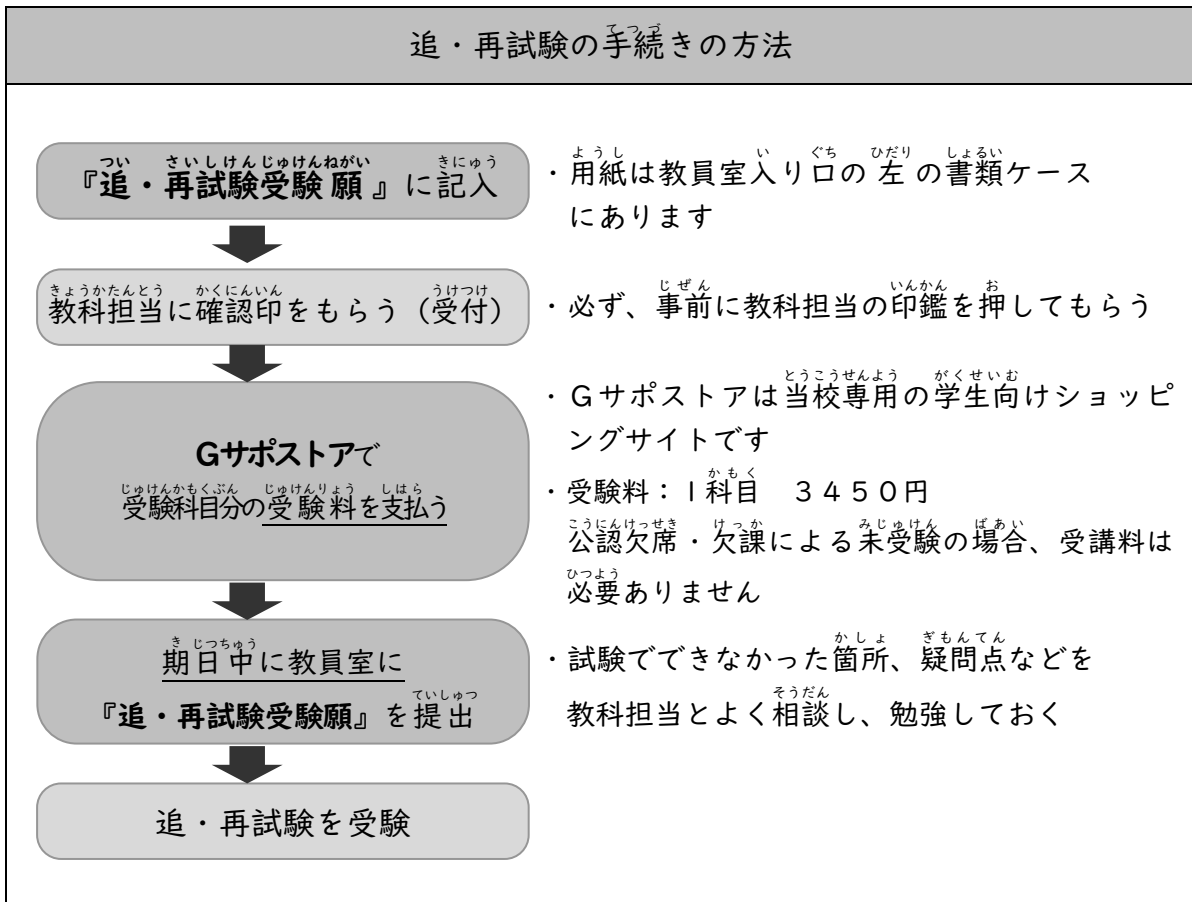
また、やむをえない理由で修得試験を受験できなかったときは、追試験を受けることができます。(修得試験と同様の合格点に達しなければ進級・卒業ができません。)

追・再試験とも事前に受験願を提出し、受付をします。(有料：3450円/1科目)

期日までに受験願の提出がなければ追・再試験を受験できません。

※追・再試験の手続きの方法は次のページを参照

追・再試験の手続きの方法



■ 進級・卒業の要件について

各学年を修了し、進級または卒業をするためには、次の(A)(B)の両方を満たしていなければなりません。

- (A) 全科目の学科・実習試験に合格していること
- (B) 補講を含めない正規授業の出席率が80%以上であること

※ 病気やケガ、交通事故等によって、1年間で約40日以上欠席すると、進級または卒業できません。

(7) 身だしなみ・礼儀作法・マナーについて

当校は自動車業界で活躍できる人物を育てる学校で、社会人として相応しい挨拶・身だしなみ・マナーなどについて指導します。

本校の学生としての自覚と責任を持って学校生活を送ってください。

みなさんは、せっかく日本に留学してトヨタ神戸校に入学したのですから、将来社会に出た時に堂々と胸を張れる日本のビジネスマナーを身につけてください。

先生からの注意や指導にも関わらず改めない学生は、厳しく処分する(停学・退学になる)場合があります。

■ 身だしなみについて

【服装】

通学時は私服で構いませんが、当校学生として相応しい服装で通学してください。スウェット、クロックスやスリッパなどの履物での通学はしないでください。

【実習服】

「安全」「身だしなみ」「第一印象」の面からも実習服は正しく着用してください。特に、**安全が第一**！！です。

※ 実習服を着て学校の外に出ることは禁止です。

(休み時間中に学校の外に出るときは、必ず先生に許可をもらってください)

【髪の色・長さ・色】

社会人として相応しい身だしなみができるように、次の基準を守ってください。

- ・頭髪の色は無修正を奨めます。染髪はカラーコード茶7番まで認めますが、金髪や他色は禁止とします。
- ・パーマは認めるが、ドレッド、パンチパーマ、モヒカン、ライン入れなど奇抜な髪型は禁止とします。
- ・ひげは禁止とします。
- ・ピアス、ネックレス、指輪、時計などの貴金属類は、安全確保のため、実習での着用は禁止とします。
- ・爪、靴下は、実習で安全が確保できる状態に整えてください。

【実習授業の時の身だしなみ】

サービス業にふさわしい身だしなみのために

汚れた実習服は早めに着替えて洗濯すること

- ・お客様のお車を扱う整備士にとっての第一条件です
- ・実習服の襟からインナーが出ないこと

ひげはきちんと毎朝剃ること（男性）

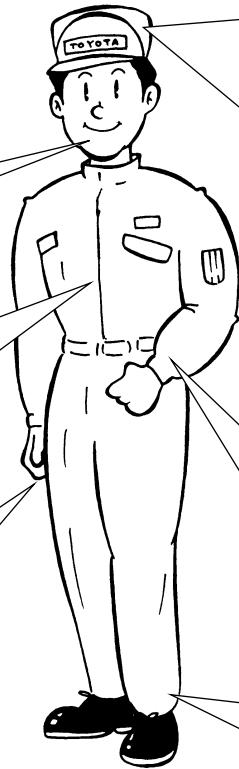
実習服のファスナー、マジックテープ等は確実にとめること。特に胸元は開けたままにしないよう注意する

つなぎの下にフードのついた服やジャージは着ない

爪はきちんと切ること

実習中にネックレス、ブレスレット、イヤリング、ピアス（プラスチック透明含む）、時計、指輪などをする事は禁止

実習服を着ている時は、休憩中を含め直接地面に座らない



安全を確保するため

帽子をかぶること

・ケガの防止のため、実習場の中では必ずかぶる。なお、着帽する際には次の事に気をつける。

- ① ツバが自分の目に見えるように被る
- ② あみだに被らない
- ③ 前髪は帽子の中に入れること
- ④ 女性は後ろで髪を縛り帽子または実習服の中に入れること

・実習場の外と車に乗るときは帽子を脱ぐ

・車両の下ではヘルメットをかぶる

・危険な部位の作業は保護メガネ、手袋をつける

腕まくりはしない

・エンジンルーム内には、高温部分・回転部分・シヤープな突起部分など、危険な箇所が多くあります。火傷・巻き込み・けが防止のため、先生が許可した場合を除き腕まくり禁止です

・ポケットに手を入れない。

靴下は必ずはくこと

・実習服と同様に靴下も安全上不可欠です。ただし、短い靴下はNG（身を守るため）です

安全靴は必ずはくこと

・安全のため、靴ひもはしっかり結び、かかと
は踏まず潰さない

<実習服のクリーニングについて>

- ・委託の業者に実習服のクリーニングをお願いしています。希望者は直接、委託の業者に申し込みをしてください。

委託の業者、連絡先：株式会社エコ・ジャスト TEL (06) -6863-1261

- ・通学生は週2回（火・金）の昼休みに、エントランス階段2F横で回収と納品をおこないます。
- ・寮生は、寮の玄関の回収ボックスで回収と納品を行います。

4～5月および11～3月：週2回（月・木）

6～10月：週3回（月・水・金）

■ 挨拶について

挨拶は社会人のマナーとして大事なものです。

- 「おはようございます」、「こんにちは」、「さようなら」など状況に応じた挨拶を自ら元気よくおこなう。
- 次の挨拶は必ずすること
 - 学内でお客様や教職員に会ったとき（すれ違い時）
 - 授業開始時は「お願いします」、授業終了時は「ありがとうございました」
 - 教員室・事務室への入室時は「失礼します」、退室時は「失礼しました」

■ 言葉づかいについて

日本語には尊敬語・謙譲語・丁寧語と難しい言葉づかいがありますが、在学中に、社会に出て通用する言葉づかいを身につけましょう。

(8) 日本語能力試験（JLPT）について

日本語資格の有無は、就職や進学に際しての日本語能力の証明となるものです。日本語能力試験（JLPT）が一番ポピュラーで、N5～1の5つのレベルがあります。

特に、日本の会社が留学生を採用するときに重要にしていることは「日本語でのコミュニケーション能力」なので、ほとんどの会社は採用条件として「N2レベル以上」としています。仕事の内容によってはN1を求める企業もあります。

N2を取っていない人は、自動車の勉強と同時に日本語の勉強も一生懸命して、早い段階でN2を取得してください。特に、2年生以降になると、自動車の専門的な勉強が忙しくなるので、1年生の12月取得を目指してください。

(9) 表彰制度について

本校では、卒業式や各学年の修了時に各種の表彰をおこなっています。

賞名	受賞対象者および学科		
	高度自動車科	自動車整備科	国際自動車整備科
理事長賞	入学から卒業まで、最も学業成績が優秀な学生		
優秀賞	入学から卒業まで、学業成績が優秀な学生		
皆勤賞	【特別皆勤賞】 4年間(編入生は自動車整備科を含む4年間)無遅刻・無欠席であった学生	【皆勤賞】 2年間無遅刻・無欠席の学生	【特別皆勤賞】 3年間無遅刻・無欠席の学生
	【年次皆勤賞】 1年間、無遅刻・無欠席であった学生	【年次皆勤賞】 1年間、無遅刻・無欠席であった学生	【年次皆勤賞】 1年間、無遅刻・無欠席であった学生
精勤賞	【特別精勤賞】 4年間を通じて(編入生は自動車整備科を含む4年間)遅刻・欠席がきわめて少なかったの学生	【精勤賞】 2年間を通じて遅刻・欠席がきわめて少なかったの学生	【特別精勤賞】 3年間を通じて遅刻・欠席がきわめて少なかったの学生
	善行・スポーツなどで、当校のイメージアップに貢献した学生		
功労賞	課外活動において、多大な貢献をした学生		
努力賞	表彰に値する善行をおこなった学生		
善行賞			

※ 皆勤賞および精勤賞については、公認欠席(公欠)は欠席扱いにしません。

※ その他、学校以外の表彰制度として、JAMCA会長賞を理事長賞の対象者に表彰します。(JAMCAとは、全国自動車大学校・整備専門学校協会のこと)

5 かくしゅとどけで 各種届出

(1) 学生ポータルサイト

学生ポータルサイトでは、各種証明書の申請ができたり、各学科の情報や学生向けのアルバイト求人情報、就職活動の情報など学生生活に関するさまざまな情報が掲載されています。

学生ポータルサイトを定期的に閲覧をし、上手に活用しましょう。

学生ポータルサイト URL : <https://sites.google.com/toyota-kobe.ac.jp/portal/>
 (トヨタ神戸自動車大学のHPを開く → 在学生の方へ → 学生ポータルサイト)

【ログイン方法】 パスワード： 別途展開します。

QRコード



【学生ポータルサイト カテゴリー一覧】

授業

授業の予定やシラバスなどを掲載

学生生活支援センター

証明書の各種申請や食堂メニューなどを掲載

留学生支援

留学生向け専用サイト

就職支援

企業情報や説明会情報を掲載

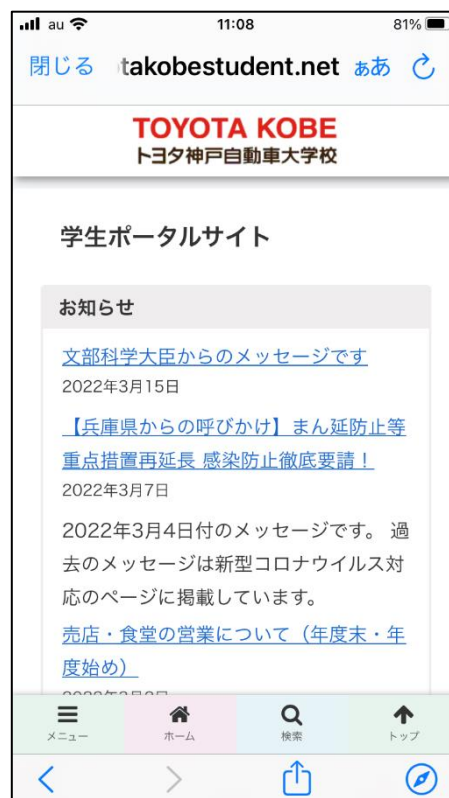
各種規則

学則、学生寮の規則などを掲載

健康/安全

健康状態チェック表の入力やいじめ相談

※システムの都合上デザイン・レイアウトは変更する場合があります。



(2) 各種手続きについて

スマートフォンやパソコンから各種証明書の申請や、学生へのお知らせなどを閲覧することができます。(QRコード)



※各コンテンツより、申請を行ってください。

【証明書交付願 (各320円)】

在学証明書、在寮証明書、卒業証明書
成績証明書、健康診断書、卒業見込証明書
在籍証明書、勤労学生控除証明書

(※申請後2日後に発行されます)

【落とし物申請】

落とし物をされたときに、申請してください。
見つかり次第、ご連絡をいたします。

【学割証明書申請】

JR各社では、帰省や課外活動などで

片道100kmを超えて利用する場合、

運賃割引の制度(普通運賃の2割引)

を設けています。発行日より3ヶ月間有効。

【物品注文書】

教科書、実習服、実習帽、保護メガネ・手袋

等を注文できます。納品後連絡をしますので、

Gサポストアで購入してください。

※レポート用紙は売店で販売しています。

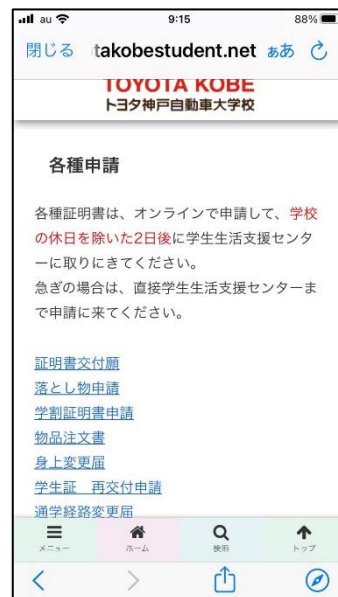
【身上変更届】

戸籍の異動や、保証人、住所、電話番号に変更
が生じた場合は必ず、届け出てください。

本人住所の変更した場合は、Gサポストアで

学生証裏面の在籍確認シール(50円)を

購入し、新しい住所に書き換えてください。



【学生証再交付願】

学生証の再発行手数料は、2,090円です。

(※申請後2日後に発行されます)

【通学経路変更届】

通学経路を変更する場合は、必ず届け出てください。

入力後、Gサポに学生証を持参してください。

訂正の手続きを行います。

(3) その他の届け出について

各届出書は、学生生活支援センター（Gサポ）にあります。

ことから	届け出の方法
休学（退学）するとき	事前に担任の先生に連絡した後、『休学願（退学願）』を提出。 なお、病気やケガで休学するときは、医師の診断書が必要です。
復学するとき	事前に担任の先生に連絡した後、『復学願』を定められた日までに提出。病気やケガなどで休学し、復学するときは、医師の診断書が必要です。
学校内での 事故・負傷したとき	学校内での事故や負傷したときは、すみやかに担任の先生に連絡し、『事故・負傷届』を提出。 ※学生は全員、「学生災害傷害保険」に加入しています。そのため学校内での事故や負傷についてはすべて届け出てください。
学校の教材や施設などを破損・紛失したとき	学校内の施設や設備、工具器具、教材を破損、紛失させたときは、『破損・紛失届』を担任の先生または授業担当の先生に提出。
実習服や教科書などを購入したいとき	『物品注文書』と代金分の収入証紙を購入し学生生活支援センターに提出。実習服や教科書が届き次第、渡します。
本校所定レポート用紙を購入したいとき	学生生活支援センターで代金分の収入証紙と引き換えで購入。（売店でも購入できます）
途中で入寮するとき	学生寮の寮監室に相談してください。
途中で退寮するとき	『退寮届』を学生寮の寮監室に提出。 ※詳しくは、「寮生活ガイド」を読んでください。
一人暮らしをしたいとき	一人暮らしをしたいときは、学生生活支援センターに相談してください。信頼のおける地元の不動産屋さんを紹介いたします。
落とし物をしたとき	学生生活支援センターに問い合わせをしてください。
落とし物を拾ったとき	すみやかに学生生活支援センターまたは担任の先生に届けてください。
運転免許を取得したいとき	本校の授業時間に合わせてスケジュールを組んでもらえる自動車教習所を紹介いたしますので、学生生活支援センターに相談してください。
喫煙許可を得るとき (20歳以上)	『喫煙届出』と『学生証明書』を担任に提出。 『喫煙許可証』を発行します。（ケースは年度末に返却）

6

ざいがくちゅう ざいりゅうしかく 在学中の在留資格など

留学生のみなさんは、「しゅつにゆうこくかんりおよ ざいりにんていほう 出入国管理及び難民認定法」(にゆうかんほう 入管法) という法律ほうりつに基づいて日本もとに在留しています。トヨタ神戸校では、みなさんがこの法律を守って留学生活を送れるように、みなさんしえんを支援・指導しどします。

(1) 「留学」の在留資格について

留学生のみなさんは、「留学」の在留資格で日本たいざいに滞在しています。これは「日本の教育きょういく機関きかんに在籍ざいせきして教育うを受ける活動かつどう」をおこなう外国人あたらに与えられる在留資格です。

つまり、みなさんは、出入国在留管理局に「せんもんがっこう 専門学校かよに通い、授業を受け、勉強する」目的で日本に在留することをみと認めてもらっています。

(2) 在留カードに関する注意点

① 在留カードは、必ず、いつも持ち歩くこと

ほうりつ 法律により、在留カードを常に携帯つねにけいたいすることが義務ぎむづけられています。

(携帯していない場合は20万円以下の罰金刑ばつぎんけいが科せられることもあります。)

② 引っ越しをしたときは、14日以内に市役所・区役所で手続きをすること

引っ越しをしたときには、法律により14日以内に住所に関する手続きをしなくてはなりません。市役所に在留カードを持っていき、必要な手続きをしてください。

③ 在留カードの情報じょうほうに変更へんこうがあったときは、14日以内に出入国在留管理局しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく (入管) で手続きをすること

しめい 氏名、せいねんがっぴ 生年月日、せいべつ 性別、こくせき 国籍・ちいき 地域など変更があったときは、法律により14日以内に出入国在留管理局で手続きをしなくてはなりません。

そつぎょう 卒業で帰国するときは、くうこう 空港の出国審査しゅつこくしんさの際さいに在留カードを返却してください。

◆ 在留カードをなくしてしまったら

- ① もう一度よく探してください。カバンや服のポケット、最近立ち寄った場所にありませんか？
- ② 探しても見つからない場合は、警察で「紛失届」を書き、「届出証明」をもらってください。
- ③ その後、留学生担当の先生に「届出証明」を持ってきてください。

◆ パスポートをなくしてしまったら

- ① もう一度よく探してください。
- ② 探しても見つからない場合は、警察で「紛失届」を書き、「届出証明」をもらってください。
- ③ その後、日本国内にある母国の大使館と留学生担当の先生に連絡をしてください。

(3) 在留期間を更新したい場合（「在留期間更新許可申請」）

みなさんの多くは在学中に在留期間の満了を迎え、更新が必要になります。留学生支援担当はみなさんの代わりに出入国在留管理局へ申請に行くという「取次申請」を行っています。在留期間の更新は、在留期限の3か月前から申請することができます。

必要書類

トヨタ神戸校は「適正校（クラスI）」です

- ① 在留期間更新許可申請書（申請人等作成用1～3、所属機関等作成用1,2）
- ② 写真1枚（縦4cm×横3cm。申請前3ヶ月以内に撮影したもの）
- ③ パスポートおよび在留カード
- ④ 出席証明書・成績証明書・卒業証明書（対象：1年生、前の学校のもの）
- ⑤ 在学証明書・成績証明書（対象：2年生以上、トヨタ神戸校のもの）
- ⑥ 日本語能力に係る資料
- ⑦ 資格外活動許可申請書（申請希望者のみ、すでに許可を得ている人も再度申請が必要）

更新の許可

審査の結果はハガキ等で本人または学校に通知されます。

新しい在留カードを出入国在留管理局に受け取りに行きますので、通知ハガキとともに次のものを留学生担当に提出してください。

- ① パスポートおよび古い在留カード
- ② 手数料納付書（手数料 4,000円）

(4) アルバイトをする場合（「資格外活動許可」）

みなさんは、「留学」の在留資格で日本に滞在しています。つまり、専門学校で勉強する目的で日本に在留することを出入国在留管理局に認められています。

収入のために働くこと（アルバイト）は、「留学」資格の目的から外れる活動になるため、本来は認められていません。

アルバイトをするためには、事前に出入国在留管理局から「資格外活動許可」を得る必要があります。在留カードとパスポートの両方に資格外活動許可の証印がない場合は、アルバイトはできません。資格外活動許可申請を出入国在留管理局で行ってください。

■ 資格外活動許可申請

必要書類

- ① 資格外活動許可申請書
- ② 活動の内容を明らかにする書類
- ③ 在留カード
- ④ パスポートまたは在留資格証明書

※ 手数料はかかりません

※ 資格外活動を許可された場合は、パスポートに証印シールが貼付されるか、資格外活動許可書が交付されます。

※ 申請時の混雑状況により、許可が後日になることもあります。

■ 留学生在アルバイトをする際の注意点

① アルバイトをする場合は、留学生支援担当に連絡すること

留学生支援担当に「アルバイト状況届書」を必ず提出してください。

② アルバイトができる時間を守ること

資格外活動許可を得ても、留学生在アルバイトをすることができる時間は一人につき1週28時間以内です。アルバイトを2つ以上している場合、全てのアルバイト時間の合計が、1週28時間以内でなければなりません。

ただし、夏休み・冬休み・春休み長期休業期間中は、1日8時間（1週40時間以内）になります。

③ アルバイトができる場所を守ること

法律により、「風俗営業」「性風俗特殊営業」「異性紹介営業」がおこなわれる場所でのアルバイトは禁止されています。

<風俗営業>

客の接待をする飲食店、スナック、バー、ナイトクラブ、キャバクラ、ホストクラブ、キャバレー、クラブ、ダンスクラブ、マージャン店（雀荘）、パチンコ店、ゲームセンターなど

<性風俗特殊営業>

ソープランド、ファッションヘルス、ラブホテル、アダルトショップ、出会い系喫茶、デリバリーヘルス、アダルトビデオの通信販売業、アダルト映像のインターネット配信業など

<異性紹介営業>

テレフォンクラブなど

※これらの場所で調理、血洗い、掃除、ティッシュ配り、店外での呼び込みなどをすることも禁止されています

④ アルバイト中は資格外活動許可の証印が押された在留カードを携帯すること

⑤ 留学生支援担当にアルバイトの報告をすること

アルバイト先が決まった場合や、アルバイト先・仕事内容・勤務時間などが変わった場合は、必ず留学生支援担当に報告してください。

【注意！】

アルバイトに関する法律を守らなかった場合の（不法就労）の罰則・処分

資格外活動に関する法律に違反した場合、罰金・禁錮・懲役の刑や、退去強制処分（母国に強制的に送り返されること）の対象になります。絶対にしないでください。

違反の内容	罰則・処分
許可された時間（1週28時間）より長くアルバイトをした	警察・出入国在留管理局に捕まります。 裁判で懲役または禁錮の実刑になった場合、刑務所で服役した後に、退去強制処分になります。
法律で禁止されている場所（風俗営業等）でアルバイトをした	
資格外活動許可を受けずにアルバイトをした 資格外活動許可の期限が過ぎた後もアルバイトをした	
学校に通わずアルバイトばかりしている（専従資格外活動者）	「留学」資格で日本に滞在している留学生が、本来の活動（専門学校で勉強すること）ではなく、資格外活動（働くこと）ばかりすることは、悪質な不法就労です。 この場合は、裁判の結果に関係なく、必ず退去強制処分になります。

※退去強制処分を受けた場合は、原則として5年間、日本へ入国できなくなります。

■ アルバイト収入の勤労学生控除について

アルバイト収入に所得税や、住民税がかかる場合に専門学校で学ぶ留学生が、所定の手続きをすれば一定額の所得控除を受けることができ、給与からいったん差し引かれた税金が戻ってくる場合があります。学生生活支援センターにて「勤労学生控除」の書類申請をし、アルバイト先で手続きをしてください。

■ 留学生アルバイトの労災保険

留学生がアルバイト（通勤時も含む）で、ケガや病気を患ったり、死亡した場合に、本人や遺族に対し労災保険の給付を受けることができます。アルバイト先で手続きを行ってください。

(5) 休学をしたとき

病気や家庭の事情などの理由で学校を休学したいとき、次のことに注意してください。

- ① 休学中は日本にすることができません
- ② 休学中はアルバイトをすることはできません

(6) 退学・除籍になったとき

退学・除籍などによって、トヨタ神戸校の学生でなくなったとき、「留学」の在留資格が失われます。今まで通り日本で生活続けると、法律違反になります。

① すぐに帰国すること！

在留期間がまだ残っている場合でも、退学・除籍後はすぐに帰国すること。当校の学籍がなくなった人は、「留学」の在留資格が無効になります。この状態で日本に滞在を続けた場合、「不法残留」になります。

「留学」の資格を失った人の情報は、出入国在留管理局も把握しています。

※ 帰国するときは、退居や解約などの手続きを必ずおこなってください。

手続きを行わずに帰国すると後で大きなトラブルになることがあります。

② アルバイトはすぐにやめること！

退学・除籍になった日から、資格外活動（アルバイト）はできません。

もしアルバイトをした場合は「不法就労」になります。

【注意！】

学生でなくなった後も日本に残り続けた場合、「不法残留」として、罰金・禁錮・懲役の刑や、退去強制処分（母国に強制的に送り返されること）になります。

退去強制処分を受けた場合、原則として5年間、日本へ入国できなくなります。

(7) 母国に一時帰国したい場合（日本にまた戻ってくる場合）

夏休みなど長期休暇中に一時帰国したい場合は、以下のことを守ってください。

- ① 留学生支援担当に「海外渡航届」を提出すること
- ② 学校の授業が始まる前の日までは再入国すること
- ③ アパートの大家さん・不動産屋さん（寮生は寮監さん）に一時帰国することを伝えること
- ④ アパートの家賃を事前に支払ってから帰国すること
- ⑤ 出国する際に「みなし再入国許可」を受けること

■ 「みなし再入国許可」について

母国への一時的な帰国や、海外旅行などで一時的に日本を離れるときは、「みなし再入国許可」の制度を利用すれば、在留資格を再申請しなくても（新たにビザを取り直さなくても）、そのまま日本に戻り勉強を続けることができます。

「みなし再入国許可」を得るためには出国時に再入国希望者用の出入国記録カードを使用し、「一時的な出国であり、再入国する予定です」の項目にチェックしてください。

外国人用 (再入国) 再入国入国記録 [ARRIVAL] 再入国出国記録 [DEPARTURE]

氏名 (Family Name / Given Names) 氏名 (Family Name / Given Names)

生年月日 (Date of Birth) 生年月日 (Date of Birth)

以下の方には署名のみ、Please check the applicable items and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)

1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？ Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country? はい Yes いいえ No

2 あなたは、現在、大麻、大麻、あへん銃しは禁ぜい刑等の禁物薬物又は銃刀、発射薬又は火薬類を所持していますか？ Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, opium, stimulants, or other controlled substance, swords, explosives or other such items? はい Yes いいえ No

以上の記述内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and accurate.

署名 (Signature) 署名 (Signature)

官用欄 (Official Use Only) 官用欄 (Official Use Only)

次の方は、必ずいずれかに☑して下さい。

●再入国を希望する方は、
☑1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.

出国予定期間のいずれかに必ず☑して下さい。

【注意！】

「みなし再入国許可」は、出国後 1 年以内（在留期限が出国後 1 年より早く切れる場合は、在留期限の日まで）に再入国しなければなりません。

出国後 1 年以内（在留期限の日まで）に再入国しない場合は、在留資格が失われます。

7 そつぎょうご ざいりゅうしかく 卒業後の在留資格

卒業後、日本で就職先が決まっている場合は、就職先の指示に従って必要な在留手続きをおこなってください。日本で就職活動を続けたい場合は、在留資格の変更が必要です。それ以外の場合は、在留期間がまだ残っている場合でも、卒業後すぐに帰国してください。

※ 卒業した日から、アルバイト（資格外活動）はできません

(1) 日本で就職が決まっている場合（「在留資格変更許可申請」）

日本国内の企業などに就職する場合、「技術・人文知識・国際業務」などの就労可能な在留資格に変更する必要があります。留学生支援担当が「取次申請」を行います。入社する4か月前の12月から申請ができますので、指示に従って早めに手続きをしてください。

■ 在留資格変更許可申請

必要書類

（留学生本人が準備する書類）

- ① 在留資格変更許可申請書（申請人作成用1および2）
- ② 写真1枚（縦4cm×横3cm。申請前3ヶ月以内に撮影したもの）
- ③ パスポートおよび在留カード
- ④ 卒業見込証明書

（会社が準備する書類）

- ① 在留資格変更許可申請書（所属機関等作成用1～4）
- ② 前年分の職員の「給与所得の源泉徴収票等の法廷調書合計表」の写し
- ③ 雇用理由書

更新の許可

審査の結果はハガキ等で通知されます。卒業後に必要書類（パスポート、卒業証明書）と手数料4,000円を持って、出入国在留管理局に受け取りに行ってください。

(2) 卒業後、日本で進学する場合

当校から日本国内の他の教育機関に進学するときは、以下の手続きが必要です。

① 「活動機関に関する届出」の提出

- ・ 提出期限：卒業後14日以内
- ・ 提出先：最寄りの出入国在留管理局
- ・ 提出書類：法務省のウェブサイトからダウンロードできます

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00014.html

「(4) 活動機関からの離脱と移籍の届出」の「届出書参考様式1」の8」

② 進学先での在留期間の更新手続き

進学先での教育機関の指示に従って、「在留期間更新許可申請」をおこなってください。

(3) 卒業後、母国に帰国する場合

卒業後、母国に帰国するときは、アパートの退居や解約の手続きをおこなってください。
手続きを行わずに帰国すると、あとで大きなトラブルになることがあります。

(4) 卒業後、日本で就職活動が続けたい場合

■ 在留資格「特定活動」への変更申請

在学中から就職活動をおこなっているが、企業から採用内定を得られず、卒業後も日本で就職活動が続けたい場合は、在留資格を「留学」から「特定活動（継続就職活動）」に変更することで、滞在を延長することができます。

「特定活動（継続就職活動）」では6か月の在留期間が認められ、1回までの更新が可能です（最長1年間の在留が可能になります。）

申請にはトヨタ神戸校の「推薦状」が必要です。推薦状の発行には以下の条件を満たしていなければなりません。希望者は留学生担当に相談しに来てください。

(推薦状発行の条件)

- ① 在学している時から継続して就職活動をおこない、自動車業界に就職する意志があること
- ② 在学中の出席状況が良好だったこと
- ③ 在学中に学則違反がなく、授業中の態度、生活態度が良好だったこと
- ④ 卒業後も就職活動に打ち込めるだけの経済的基盤があること

8

せいかつじょうほう 生活情報

(1) マイナンバー制度について

「マイナンバー制度」とは日本政府による公的な個人番号制度です。複数の機関に存在する個人の情報が同じ人の情報であることを確認するために活用されます。

住居地の市区町村の役所で住民登録をすると、外国人であっても、「マイナンバー」を通知するカードが送付されます。「マイナンバー」は一人に1つだけの番号で、役所で手続きをするときや、アルバイトをするときなどに必要です。

12桁の番号ですが、在留カードに記載されている12桁の番号とは異なります。

引越しをしたとき、市区町村の窓口で住民登録をする際に「マイナンバー通知カード」の住所変更の手続きをおこなってください。

これから先、日本でずっと使うものなので紛失しないように、大切に保管してください。一度日本を離れた後に再び来日したときも同じ番号を使い続けます。

■ マイナンバー通知カードが届いたら

- ① 書かれている氏名・住所に間違いがないか確認する
- ② 捨てたり破いたりせず大切に保管する
- ③ 他人に見せたり、貸したりしないこと。マイナンバーを他人に知られると、悪用されることがあります。

■ マイナンバーはいつ必要？

- ① アルバイト先で税金の手続きをするとき
- ② 市役所で行政手続きをするとき
- ③ 銀行で海外送金をするとき

※ マイナンバー通知カードは身分証明書にはなりません

詳しい情報は下記のURL、マイナンバー総合サイトで確認してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

(日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)

(2) 国民健康保険（国保）について

日本の病院で治療を受けると、高額な治療費がかかります。国保に加入し、保険料を払うことで、病院での治療費の70%を国保が負担し、みなさんの負担は30%になります。病院の窓口で、「国民健康保険被保険者証」を提示し、医療費総額の30%を支払うことで、医師の診断や薬剤の処方を受けることができます。

日本に3か月以上滞在予定で、居住する市区町村役所で住民登録をした留学生はすべて国保への加入が義務付けられています。

手続きは市区町村の窓口でおこなってください。

手続き時の持ち物：① 学生証 ② 在留カード ③ パスポート

※ 他人の国民健康保険を使うことは禁止です（犯罪行為と同じです）

(3) 住民税について

住民税は都道府県と市区町村が前年の所得に対して課す地方税です。

中長期滞在する外国人（留学生を含む）はその1月1日時点で1年以上在留を継続している場合、日本人と同様に課税の対象となり、住民税を支払う義務があります。

アルバイト収入がある場合は年間の収入状況に応じて、翌年に市区町村から通知された課税額に基づき支払わなければなりません。毎年度4月以降、納入通知書が送られてきます。各市町村や金融機関、コンビニエンスストアでの現金払等で必ず納付してください。納付期限までに納付されない場合、期限の翌日から納付した日までの日数に応じた延滞金が発生しますので注意してください。

(4) 国民年金について

国民年金は公的な年金制度です。65歳以上を対象とする「老齢基礎年金」だけではなく、病気やケガで身体に一定の障害が残った場合に「障害基礎年金」を受け取ることができます。日本に中長期で在留する外国人も20歳になれば、国民年金への加入と保険料の納付義務が生じます。住民登録をしている市区町村の窓口または住居地の年金事務所で「国民年金被保険者資格取得届書」を提出してください。

手続き時の持ち物：① 学生証
② 在留カード
③ パスポート

※手続き後、年金手帳が手元に郵送されます。

（年金事務所で手続きした場合は即日発行されます）



(5) 国民年金学生納付特例制度について

国民年金に加入しても、所得の少ない学生にとっては保険料（月16,340円）の支払いが困難です。その場合は学生納付特例制度の手続きをすれば、保険料の納付を先送りすることができます。特例を受けている期間でも受給資格期間として加算されます。国民年金の加入手続きと同時に申し込むことができます。また、年金手帳が手元にあれば学生生活支援センターで手続きができます。毎年手続きが必要ですので、進級後も手続きを必ずしてください。2年目以降は更新書類が送られてきます。更新書類を記入し、郵便ポストに投函してください。

学生生活支援センターでも手続き可能です。

■ 国民年金学生納付特例制度の申請

必要書類

(市区町村、年金事務所で手続きをする場合)

- ・ パスポート
- ・ 在留カード
- ・ 年金手帳
- ・ 学生証または在学証明書

(学生生活支援センターで手続きをする場合)

- ・ 年金手帳のみ

申請の結果

申請から約2～3ヶ月後に、日本年金機構から「承認」または「却下」の通知書が届きます。承認通知書は大切に保管してください。却下通知書が届いたときは、保険料を通常どおり納付しなければなりません。

脱退一時金

母国に帰国する際に、国民年金等の被保険者である資格を失った場合、日本を出国後2年以内に請求すれば、脱退一時金を受け取ることができます。詳しくは日本年金機構にお問い合わせください。

日本年金機構 ねんきんダイヤル 0570-05-1165、
03-6700-1165

(6) 寮やアパートの同居について

寮やアパートに住む際には、下に書かれていることをしっかりと守ってください。

- ① 契約書はきちんと読み、寮・アパートのルールを理解しましょう。契約書は、寮・アパートを出るときまでに必ず取っておいてください。
- ② アパートの家賃は滞納せず、しっかりと払ってください。
- ③ 退去時には、同居時と同じ状態で部屋を返せるよう、傷や汚れなどをつけないように気を付けて生活しましょう。退居時に修理・クリーニング費を請求されます。
- ④ トイレや台所の流し（シンク）の水漏れに気をつけてください。トイレに物を詰まらせたり、流しに油を捨てたりすると、修理・クリーニング費を請求されます。
- ⑤ 契約している同居者以外が一緒に住む（同居）することはできません。誰かと同居したいときには必ず大家さん、不動産屋さんに相談してください。
- ⑥ 近隣住民の迷惑になることはしてはいけません。大きな声や音を立てたり、夜遅くまで騒ぐことの無いようにしてください。
- ⑦ ゴミは決められた日の決められた場所に、市町村指定のゴミ袋に入れて捨ててください。ゴミの出し方はトラブルの最も大きな原因の一つです。住人としての責任をしっかりと持ち、必ずルールを守ってください。

【ゴミ袋について】

各市町村でゴミ袋が指定されています。ここでは神戸市の例をあげます。

<燃えるごみ> <燃えないごみ> <缶・びん・ペットボトル> <容器包装プラスチック>



(白地に赤)



(白地に緑)



(白地に青)



(白地にオレンジ)

(7) 寮やアパートの退居について

■ 日本国内で引越しをする場合

① 退居の準備をする

(ア) 解約の連絡をする。退居日を決める

アパートを解約することを、少なくとも1か月前までに大家さん・不動産屋さんに伝える。(寮の場合は寮監さんに伝える。)そして、退居日を大家さん・不動産屋さんと決める。

(イ) 部屋を片付ける

部屋に全く物を残さないこと。引越し先に持って行かない家具などは市区町村のルールに従って処分する。最初に入居した時と同じ状態になるよう、きれいに掃除する。

(ウ) 退居に立ち会ってもらう

部屋を退居する日に、大家さん・不動産屋さんに立ち会ってもらう。

(大家さん・不動産屋さんと一緒に部屋の汚れや破損の状況を確認します。それによってクリーニング費用・修理費用が決まります。)

(エ) 家賃、クリーニング費用、修理費用を払う

大家さん・不動産屋さんから請求された家賃・費用を支払う。

② 電気・水道・ガスの停止の手続きをする

アパートを退居する1週間前までに、電気・水道・ガスを停止することをそれぞれの会社に連絡する。そして残りの料金を清算し、支払う。

③ 市(区)役所で住所変更の手続きを行う

(ア) 転居(転出・転入)の届出をする

《同じ市区町村で引っ越しする場合》

引っ越しをしてから14日以内に市区町村役場に「転居届」を出す。

《今住んでいる市区町村から別の市区町村に引っ越しする場合》

まず今住んでいる場所の市区町村役場に「転出届」を出す。そして引っ越しをしてから14日以内に引越し先の市区町村役場に「転入届」を出す。

(イ) 国民健康保険の住所変更手続きも行う

④ 郵便局に「転居届」を出す

⑤ 銀行、携帯電話、運転免許、車・バイクなども住所変更を行う

⑥ 留学生担当に新しい住所を届ける

■ 母国に帰国する場合

① アパート・寮を退居する

(ア) 解約の連絡をする。退居日を決める。

アパートの解約をすることを、少なくとも1か月前までに大家さん・不動産屋さんに伝える。(寮の場合は寮監さんに伝える。)そして退居日を大家さん・不動産屋さんと決める。

(イ) 部屋を片付ける

部屋に全く物を残さないこと。(まだ使える物でも残してはいけません。)最初に入居した時と同じ状態になるよう、きれいに掃除する。

(ウ) 粗大ゴミ・家電製品を処分する

粗大ゴミ(家具・ベッドなど)、家電製品(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・パソコンなど)はアパートのゴミ捨て場などに捨てないこと。

《粗大ゴミ》市(区)のルールに従って処分する。

《家電製品》電気店やリサイクルショップに連絡し、処分してもらう

(エ) 車・バイク・自転車は放置せずに処分する

《車・バイク》法律で決められた方法で処分する。

友だちに譲る場合は、「名義変更」の手続きを行う。

《自転車》必ず「防犯登録の抹消」手続きを行う

処分する場合も、友だちに譲る場合も、最初に抹消手続きが必要です。

(オ) 退居に立ち会ってもらう

部屋を退居する日に、大家さん・不動産屋さんに立ち会ってもらう。

(大家さん・不動産屋さんと一緒に部屋の汚れや破損の状況を確認します。それによってクリーニング費用・修理費用が決まります。)

(カ) 家賃、クリーニング費用、修理費用を払う

大家さん・不動産屋さんから請求された家賃・費用を支払う。

② 電気・水道・ガスの停止の手続きをする

アパートを退居する1週間前までに、電気・水道・ガスを停止することをそれぞれの会社に連絡する。そして残りの料金を清算し、支払う。

③ 銀行口座・インターネット・携帯電話などを解約する

日本でつくった銀行口座、契約しているインターネット・携帯電話を解約する。
(解約は契約した本人しかできません。)

④ 市(区)役所で転出と国民健康保険の手続きを行う

市(区)役所で「住民異動届」を提出し、国民健康保険の「資格喪失手続」を行う。

⑤ 在留カードを出国する際に返却する

完全に帰国する場合は、在留カードを出国審査の際に返却するしてください。

【注意！】

退学や解約・清算の手続きを行わなかった場合の不利益

帰国するときに必要な手続きを行わなかった場合、以下の不利益が生じます。注意してください。

事 例	不 利 益 の 内 容
退学手続きを行わないで帰国した	次に日本に入国する際に、在留資格の申請で不利になる可能性があります。
アパートを解約しないで帰国した	母国にいる家族に連絡し、必要な費用を請求されます。
アパートの家賃やクリーニング費用・修理費用を支払わないで帰国した	
電気・水道・ガスを解約・清算しないで帰国した	
自転車・バイク・車を、法律で決められた方法で処分せず、放置し帰国した	
インターネット・携帯電話を解約・清算しないで帰国した	会社の弁護士事務所から請求がきます。 次に日本に入国した際に、携帯電話などの契約ができなくなります。

9

にちじょうせいかつ

日常生活における危機管理

ききかんり

(1) 緊急時のこころえ

みなさんが日本にいる間に何もなかったことを願っていますが、もし自分の身に何か起きたときは落ち着いて行動しましょう。

(2) 突然重い病気になったり、大ケガをしたら

急に重い病気になったり、事故などで大ケガをした場合は、周囲の人をお願いするか自分で、119番（救急・消防）に電話してください。救急車が病院に搬送してくれます。119番は一般家庭の電話、携帯電話のほか、公衆電話でも使えます。公衆電話の場合は、電話機の前に赤いボタンがありますので、このボタンを押してから119をダイヤルします。

(3) 盗難・暴行にあったら

学外で自分の持ち物を盗まれたり、他人にケガをさせられた場合はすぐに110番（警察）に電話をしてください。また、盗難にあうなど自分の所有物をなくした場合は、近くの交番か警察署に行き、「被害届」を提出してください。

物やお金が盗まれたり、襲われたりしないように次のことに気をつけてください。

- ・ 自転車には鍵をかけておく
- ・ 夜遅く、一人では歩かない
- ・ 人が少ない道を、一人で歩かない
- ・ 家の玄関の鍵は、いつも閉めておく
- ・ 家に誰かが訪ねてきたときは、よく相手を確認してからドアを開ける

(4) アルコール・飲酒について

20歳未満の者がお酒を飲むことは、日本の法律で禁止されています。

- ・ お酒を飲むときは自分の体質・体調などに気をつける。
- ・ 飲めないときははっきり断る。
- ・ お酒を飲めない人に飲酒をすすめない。
- ・ 飲酒運転は絶対にしないこと（自転車も飲酒運転になります）。

(5) 薬物・違法ドラッグについて

大麻、コカイン、マリファナ、覚せい剤、MDMA、危険ドラッグなどの薬物の所持や使用は日本の法律で固く禁止されています。

- ほんのわずかな量を所持しているだけでも犯罪者として逮捕され、懲役刑や国外退去など非常に重い処罰を受けます。
- 自分で気が付かないうちに麻薬の密輸に巻き込まれる恐れがあります。空港などで知らない人の荷物を預からないようにしてください。
- 海外において法的に許されている薬物であっても、日本では持ち込み、所持、使用が禁止されているものもあります。母国から薬を持ち込む場合には事前によく確認してください。

(6) 闇バイトについて

SNS を通じたアルバイトの募集の中には、強盗・特殊詐欺等の犯罪に関わるような、いわゆる「闇バイト」があります。これに応募することによって、犯罪に加わることになり逮捕されます。

また、「闇バイト」は怖くなって逃げたくなったとしても、逃げられない仕組みになっています。

簡単で高収入のアルバイトはありませんので、このようなアルバイトに応募しないように気をつけてください。

(7) 投資詐欺について

学費の支払いに困っている留学生をターゲットに、FX や BO などの投資詐欺が行われています。詐欺はグループで行われることが多く、グループのメンバーに「株の投資で多額の利益を得た」と自慢させることで、ターゲットの留学生に投資をやりたいという気持ちにさせます。そして、学費を払うためのお金を詐欺グループの口座へ入金させます。お金がない場合はグループに借金をさせます。そして投資は上手いかなかったと、全額だまし取られたり、多額の借金を持つことになります。

闇バイトと同じで、簡単にお金を儲けることができませんので、このような話に乗らないよう十分に気をつけてください。

(8) 災害にあったら

地震・台風・火災など災害にあったときは、落ち着いて、まずは自分の身を守ることが必要です。

■ 地震対策

日本は地震の多い国です。神戸は1995年1月に阪神・淡路大震災が起きました。普段から地震が起きたときの準備をしましょう。

部屋の中の家具は留め具で壁に固定しておくといいでしょう。留め具はホームセンターなどで買うことができます。また、自分が住んでいる場所から一番近い避難所を確認しておきましょう。

■ 大きな地震が起きたら・・・

<学校にいるとき>

- ① 教職員の指示に従う。
- ② 周りでケガをしてしまった人がいたら助ける。
- ③ 建物から出たら、落下物に注意して避難場所（学校グラウンド）へと避難する。

<自宅にいるとき>

- ① 窓や棚などのガラスが割れたり、大きなものが倒れてきたり、中の物が飛び出してきそうな場所から離れる。
- ② 丈夫な机などの下にもぐる。またはバッグなどで頭を覆って、落下物から身を守る。
- ③ 余裕があれば窓やドアなどを一か所開けて出口を確保する。
- ④ 壊れたガラスなどが散乱している可能性があるため、靴を履いて外へ逃げる。
- ⑤ 寮生は寮監さんの指示に従う。

※ 広い場所にいる場合は、動かず、まずはその場に座り込み、揺れがおさまるのを待ってから避難する。

＜外出先・旅行先＞

- ① 近くの安全な場所に避難し、自治体・警察・消防などの指示に従う。
- ② 車は路肩に寄せ、カギをつけたまま貴重品を持って避難する。
- ③ 電車に乗っているときは、座っている場合には、姿勢を低くしカバン等で頭部を守り、立っている場合には、転倒しないように手すりやつり革をしっかり握り、緊急停車に備える。
- ④ 海の近くにいる場合は、津波警報や避難指示、勧告がなくても、すぐに海岸から離れた高台などに逃げる。（「より内陸の、より高い所」へ逃げる）
- ⑤ お店の中にいるときは、窓ガラスや商品の陳列棚から離れて頭を守り、揺れがおさまったら店外へ避難する。（階段を使う）

※ エレベーターは閉じ込められる危険があるので使用してはいけません

※ 慌てて行動するとケガをしてしまうこともあります。落ち着いて行動しましょう。

※ 地震が起きるとテレビやラジオが地震情報を伝えます。テレビやラジオから正確な情報を得て、デマや噂に惑わされないよう注意してください。

■ 非常時のアイテム

市町村指定の避難所では食料や飲み物などが備蓄されています。しかし各自で備えておくことも大事です。

必要なものをリュックサック（両手が使えるよう）などに入れて、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。非常時アイテムと一緒に、パスポート・在留カードはすぐに持ち出せるにしておきましょう。

- ◆貴重品 ◆飲料水（1日1人3リットル）3日分程度
- ◆携帯ラジオ・懐中電灯 ◆食料（乾パン・缶詰・チョコレートなど）
- ◆マッチまたはライター ◆予備電池 ◆充電器 ◆救急セット ◆衣類（数日分）
- ◆ヘルメット・手袋・靴 ◆ティッシュ・トイレットペーパー
- ◆パスポート・在留カード・保険証・免許証などのコピー

■ 火事が起きたら

火事が起きたら、または火事を見かけたら自分一人では火を消そうとしても不十分な場合があります。必ず大きな声で「火事だ!」と叫び、周囲の人に知らせて、119番に通報してください。119番は急病や大ケガをした時と同じ番号ですが、まずは「火事です!」と伝えてください。消防車が来たら、火事現場へ誘導しましょう。

緊急時の電話連絡先 (覚えておきましょう)		
犯罪・事故にあった	(警察を呼びたい)	(局番なし) 110
火事になった	(消防車を呼びたい)	(局番なし) 119
急病になった・大ケガをした	(救急車を呼びたい)	

※ 24時間体制で通報に対応してくれます。素早く対応してもらうためにも、電話をかけるときには落ち着いて次のことを正確に伝えましょう。

- ① 事故か、犯罪か、火事か、急病か、という状況
- ② かけつけてもらった場所、住所か目印になるもの
- ③ 自分の名前



ひょうご防災ネット スマートフォンアプリ版登場！

「ひょうご防災ネット」は兵庫県および兵庫県内の市・町から「避難に関する情報」などの緊急情報や、地震、津波、気象警報などの防災に関する様々な情報を利用者の方々に提供するサービスです。

いつ発生するかわからない災害に備え、ぜひダウンロードしてください！！

主な機能

いざという時に備え 「マイ避難カード」を作成



危険性	河川浸水想定区域内
逃げ時は？	避難準備・高齢者等避難開始
避難行動(昼)	大倉山公園に避難
避難行動(夜)	自宅待機

いざというときに、速やかに避難行動がとれるように、学びながら自身で考えた避難行動に移るタイミング（逃げ時）や避難場所をアプリ内「カード」に保存できます。

また、保存した逃げ時に関する情報をプッシュ通知で受け取ると[マイ避難カード]を表示します。

避難に関する情報や各種気象 情報などをプッシュ通知！



避難勧告の発令
2018年7月5日 12時10分

マイ避難カード[自宅]で設定した「逃げ時」情報です！

〇〇市災害警戒本部よりお知らせします。本日12:00、市内の土砂災害警戒区域に対し発令している避難準備・高齢者等避難開始のうち、〇〇町、〇〇町土砂災害警戒区域について避難勧告に引き上げます。
この地区にお住まいの方は、警戒区域外に

主な配信情報

- 兵庫県・市・町からの緊急情報 ●避難関連情報 ●避難所関連情報
- 国民保護に関する情報 ●その他緊急度の高い情報
- 兵庫県・市・町からのお知らせ情報 ●地震情報
- 津波注意報・警報 ●気象警報・特別警報 ●記録的短時間大雨情報
- 土砂災害警戒情報 ●河川洪水予報 ●竜巻注意情報

避難場所を地図で検索



(※)避難場所マップは外部サイトです。

12外国語対応

日本語で配信された緊急情報を自動翻訳して表示します。

12言語

- 中国語（簡体字・繁体字） ●英語 ●フランス語 ●ドイツ語
- インドネシア語 ●イタリア語 ●韓国語 ●ポルトガル語
- スペイン語 ●タイ語 ●ベトナム語

3ヶ所の市・町の登録が可能

自宅や職場の地域が異なる場合でも安心です。さらに、現在地連動を設定すれば、今いる場所に関する情報も受信ができます。



音声読み上げ

スマートフォンの音声読み上げ機能を使い、配信した情報を読み上げることができます。

防災情報リンク集

災害時に役立つと思われる、色々な防災情報のリンク集です。

ご利用方法

まずは、アプリをダウンロードしましょう！

無料!!

QRコードを読み取ってダウンロードしてください。
または、[App Store][Google Play]で「ひょうご防災」を検索してください。

Android



iOS



ひょうご防災

検索

※ウェブ版の「ひょうご防災ネット」をご利用の方にはメールでもアプリの案内します。

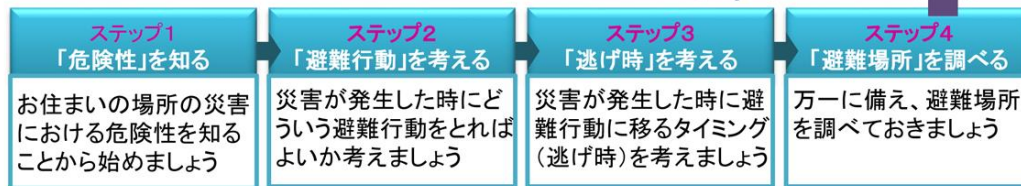
次に、アプリを起動し、初期設定をしましょう！

簡単!!



「マイ避難カード」を活用しましょう！

学びながら、4ステップでマイ避難カードを作成できます。
いざという時の避難の行動に役立てましょう！



利用上の注意

アプリの利用料は無料ですが、所定のパケット通信が発生するため、通信会社の契約状況によってはパケット通信料が発生します。

免責事項

- 1 本アプリで提供される情報の正確性、信頼性、安全性、有用性等は、利用者自身で判断してください。本アプリの利用に基づきいかなる損害に対しても、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 2 本アプリの利用により第三者に損害を与えた場合やトラブルが発生した場合は、利用者自身の責任と負担において対応、解決するものとし、提供者は一切の責任を負わないものとします。

発行: 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課

電話: 078-362-9811 FAX: 078-362-9911 Eメール: saitai@pref.hyogo.lg.jp

操作に関するお問い合わせについては… ひょうご防災ネットサポートセンター Eメール: support@bosai.net

(9) 自転車・バイク・自動車に関する注意点

ここ数年、日本で、留学生が被害者・加害者になる交通事故が非常に増えてきています。事故で亡くなった留学生や、100万円近い賠償金を支払うことになった留学生もいると聞いています。事故から身を守る基本的な心構えは交通ルールを守ることです。

■ 自転車

【防犯登録】

自転車を買ったときは、買ったお店で「防犯登録」をしてください。

友人・知人から中古の自転車を譲り受けた時は、下記で確認をしてください。

兵庫県自転車防犯登録協会

<http://hyogo-cycle-bouhan.or.jp/guide/#inherit>

【保険】

兵庫県では2015年4月より、自転車を安全で適正に利用するため、条例が施行され、自転車利用者は、自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられています。

「自転車保険」または「学生総合保険保障制度」に加入してください。

【交通ルール】

① 自転車は車道左端一列走行です。歩道は原則として歩行者のみが通行できます。

自転車が走行できる歩道では徐行（ゆっくり走行）してください。

② 夜間は必ずライトをつけて運転してください。暗い場所では自転車に乗って

る姿が確認できない場合が非常に多く、自転車同士、または歩行者との衝突、

自動車・バイクとの衝突などの交通事故の原因となっています。

- ③ 携帯電話を使用しながらの走行、ヘッドフォン・イヤフォンをつけての走行は違反です。自動車や歩行者等に気づかず、大きな事故につながります。
- ④ 傘をさしながら自転車を運転することは違反です。
- ⑤ 車・バイク同様に飲酒運転を絶対にしてはいけません。
- ⑥ 二人乗り・並行走行は絶対にしてはいけません。
- ⑦ 交差点では信号を守り、一時停止・安全確認をしてください。
- ⑧ 盗難を防止するためにカギは必ずかけ、決められた駐輪場にとめてください。

※ 歩行者と自転車のための日本における交通安全ガイド

(中国語) https://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/trafficsafety/traffic_safety_cn.pdf

(韓国語) https://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/trafficsafety/traffic_safety_kr.pdf

(英語) https://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/trafficsafety/traffic_safety_en.pdf

【放置自転車】

ゴミ捨て場や、道端に捨てられている自転車は『放置自転車』と呼ばれており、それらの自転車を勝手に使用すると、「自転車泥棒」となり警察に捕まります。

■ バイク・自動車

留学生のみなさんの中には、自分でバイクや車を買ったり、先輩や友だちから譲ってもらったりする人がいると思います。そして母国にいるとき同じ気持ちで運転しているかもしれませんが、日本でバイクや自動車を運転することは、以下のように簡単なことではありません。

- ① 日本の交通に関する法律はとても厳しいです。違反をした場合は重い刑罰の対象になります。
- ② 交通事故を起こした場合は、非常に高い損害賠償金を支払わなくてはなりません。（1億円を超えることもあります。）
- ③ バイクや車を持つ人は、「自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）」と「任意保険」という2つの保険に入らなくてはなりません。

【日本で運転する留学生へのお願い】

みなさんが法律違反や交通事故で困ることがないように、バイクや自動車を運転する留学生には以下のお願いをいたします。

- ① 日本の交通ルールをよく覚え、法律を守ること。
- ② 「自賠責保険」と「任意保険」に必ず入ること。
- ③ 留学生担当に・日本の運転免許証・「自賠責保険」の保険証書・「任意保険」の保険証書のそれぞれのコピーを提出すること。

【運転免許証】

バイク・自動車を運転するときは、有効な日本の運転免許証を携帯しなくてはなりません。有効な免許証を携帯せずに運転することは違法です。

また、日本の運転免許証を取っていない人や、運転免許の期限が切れている人が運転することも違法です。

【保険】

バイク・自動車を運転する人は、以下の2つの保険に必ず加入してください。

① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

法律により強制的に入らなくてはならない保険です。新車を購入した際は自動的に加入しますが、バイクを購入した際や、先輩や友だちから車を譲ってもらった場合は自分で加入しなくてはなりません。

自賠責保険に加入せずに運転することは違法です。

② 任意保険

自賠責は、交通事故による損害の一部しか補償されません。任意保険は、相手のケガや死亡に対する賠償（対人賠償）が非常に高額になった場合や、相手の車や建物などに損害を与えた場合（対物賠償）など、自賠責が補償しない範囲を対象とする保険です。

任意保険に入ると、交通事故の際に、保険会社が事故の相手と損害賠償の交渉をしてくれます。

交通事故で人を死亡させる事故を起こすと、数千万円から場合によっては1億円を超える損害賠償責任が発生します。他人の車や建物を壊した場合も、多額の損害賠償責任が発生します。

■ 交通事故を起こしてしまったら、交通事故にあったら

通学に限らず、生活のあらゆる場面において、交通事故にあわないためには細心の注意を払うことが必要です。加害者になり、学業が続けられなくなることもありますので、保険に加入することを強くすすめます。

【治療を受ける】

交通事故で負傷者が重傷の時は119番に電話をして救急車を呼びます。

時間が経つと痛みが激しくなったり、後遺症が残ることもあるので、必ず病院で診断・治療を受けてください。

【警察に電話する】

110番に電話し、以下の点を確認してください。

- ① 事故の相手の住所・氏名・電話番号を確認する。
- ② 警察に事故発生を知らせ、警察官の立ち合いを求める。

→ 警察が来て調書を作ります。調書は事故の発生を証明し、どちらに責任があるかを判断するうえで重要な資料になります。

【損害賠償の交渉】

ケガの治療が終わると、被害者と加害者の間で、治療費や損害賠償について交渉することとなります。この交渉はかなり複雑なものになりがちです。加入している保険会社に連絡をして相談してください。

- ※ 個人賠償責任保険などに入っていない留学生が、自転車・バイク・車などの運転中に事故を起こしてしまった場合、事故処理に関する支援をすることができません。
- 自分の責任で事故処理をしてください。

【注意！】

交通事故に関する法律に違反した場合の刑罰・処分

1. 交通に関する法律に違反した場合、以下の刑罰の対象になります。

違反の内容		刑罰
有効な運転免許がないのに運転した (無免許運転)		3年以下の懲役または50万円以下の罰金
自賠責保険に加入せずに運転した		1年以下の懲役または50万円以下の罰金
お酒を飲んで運転した	(酒気帯び)	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	(酒酔い)	5年以上の懲役または100万円以下の罰金
交通事故で人を負傷・死亡させた (過失運転致死傷罪)		7年以下の懲役もしくは禁錮 または100万円以下の罰金
危険な運転によって人を負傷させた (危険運転致傷罪)		1年以上20年以下の懲役
危険な運転によって人を死亡させた (危険運転致死罪)		15年以下の懲役

2. 裁判の結果、1年を超える懲役または禁錮の実刑になった場合、刑務所で服役した後に、退去強制処分になります。

退去強制処分を受けた場合、原則として5年間、日本へ入国できなくなります。

(1) 出入国在留管理局 (入管)

■ 神戸支局

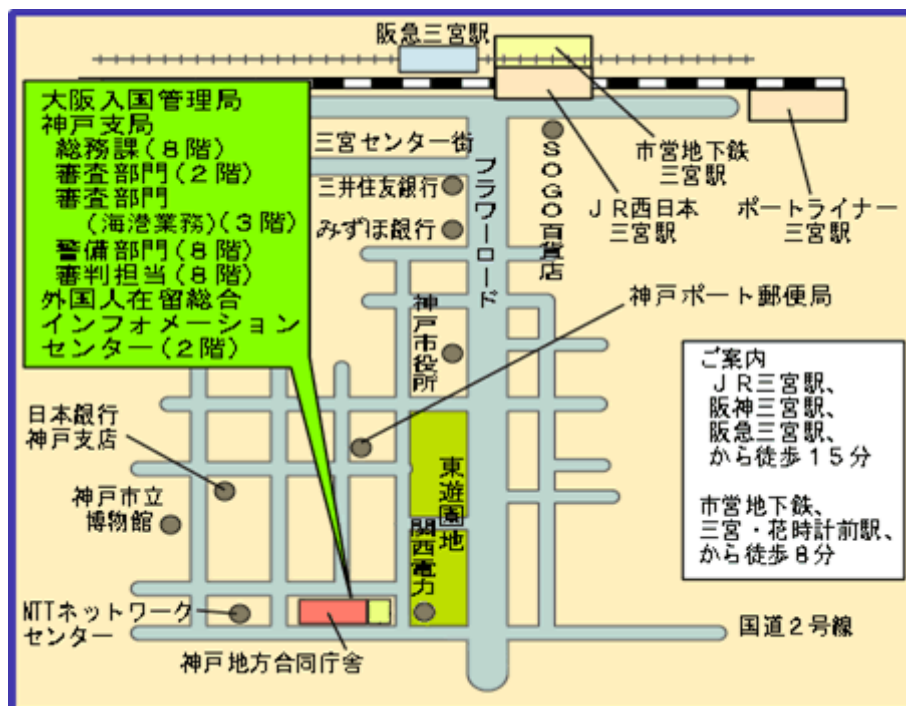
〒650-0024

神戸市中央区海岸通り 29 神戸地方合同庁舎 2階

【TEL】078-391-6378 (在留審査一般)

【受付時間】9時～12時 13時～16時 (土・日曜日、休日を除く)

【アクセス】三宮駅または地下鉄三宮・花時計前駅



(2) 区役所・支所・出張所

◆ 中央区役所

〒651-8570

神戸市中央区雲井通5-1-1

【TEL】078-232-4411

【アクセス】「三宮」駅または地下鉄「三宮」「花時計前」駅



◆ 西区役所

〒651-2195

神戸市西区玉津町小山180-3

【TEL】078-929-0001

【アクセス】地下鉄「西神中央」駅または

JR「明石」より神姫バス「西区役所前」



◆ 西区役所 西神中央出張所

〒651-2273

神戸市西区糀台5-6-1 (西区民センタービル4階)

【TEL】078-992-8100

【アクセス】地下鉄「西神中央」駅



◆ 須磨区役所 北須磨支所

〒654-0195

神戸市須磨区中落合2-2-5 (名谷センタービル4階)

【TEL】078-793-1212

【アクセス】地下鉄「名谷」駅



<受付時間> 月曜～金曜 8時45分～17時15分

<休業日> 土曜・日曜・休日および年末年始(12月29日～1月3日)

※ 区役所と北須磨支所は、毎月第2・第4木曜日に、一部窓口を19時まで延長しています。

(3) ^{ねんきんじむしょ}年金事務所

◆ ^{ねんきんじむしょ}三宮年金事務所

<対象> 東灘区・灘区・中央区に住んでいる人

〒650-0033

神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階

【TEL】078-332-5793

【アクセス】「三宮」駅または地下鉄「三宮」「花時計前」駅

◆ ^{すま}須磨年金事務所

<対象> 長田区 須磨区 垂水区 西区に住んでいる人

〒654-0047

神戸市須磨区磯馴町4-2-12

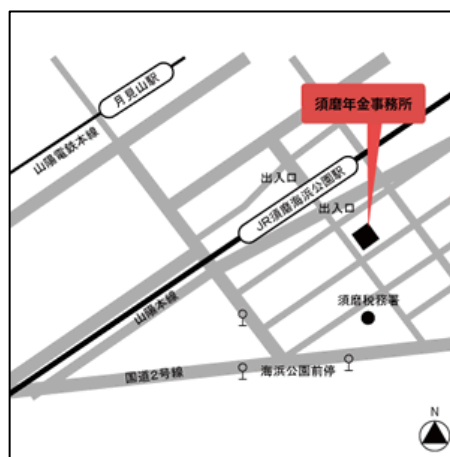
【TEL】078-731-4797

【アクセス】JR「須磨海浜公園」駅または山陽電鉄「月見山」駅

三宮年金事務所



須磨年金事務所



(4) 学校以外の留学生相談窓口

■ 兵庫県国際交流協会 外国人県民インフォメーションセンター

<住所>神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー6F

<アクセス>JR「神戸」駅から南東へ徒歩3分

<TEL> 078-382-2052

<URL> <https://www.hyogo-ip.or.jp/shisetsuannai/infocenter/index.html>

■ 神戸国際コミュニティセンター

<住所>神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル2F

<アクセス>三ノ宮駅(JR)三宮駅(阪急・阪神・地下鉄)下車 徒歩10分

<TEL> 078-291-8441

<URL> <http://www.kicc.jp/kicc/>

(5) 「ひょうごカルチャーパス」「はっぴいめもりーパス KOBE」

「ひょうごカルチャーパス」は兵庫県が、「はっぴいめもりーパス KOBE」は神戸市が留学生に対して様々な文化・歴史に触れる機会を提供することにより、理解の促進と将来にわたっての友好関係を深めるために発行しているカードです。

利用できる施設は「ひょうごカルチャーパス」は兵庫県国際交流協会のホームページ

(<http://www.hyogo-ip.or.jp>)、「はっぴいめもりーパス KOBE」はカードの見開き

を確認して使用して下さい。



学校法人 トヨタ神戸整備学園
専門学校

トヨタ神戸自動車大学校

〒651-2102

神戸市西区学園東町4丁目1番地

URL : <http://www.toyota-kobe.ac.jp>